

令和2年第1回  
笠置町議会定例会会議録  
(第3号)

令和2年2月27日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第1回（定例会）  
笠置町議会 会議録（第3号）

招集年月日	令和2年2月27日 木曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時 及び宣告者	開 会	令和2年2月27日 9時34分			議長	杉岡義信	
	閉 会	令和2年2月27日 17時11分			議長	杉岡義信	
応（不応）招 議員及び 出席並びに 欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 8名 欠席 0名
	1	西岡良祐	○	5	大倉 博	○	
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	坂本英人	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	西村典夫	○	商工観光 課 長 兼 総務 財 政 課 担当課長	小林慶純	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業 課 長	石川久仁洋	○	
	職 員 力 向上担当 参事兼 税 住 民 課 長 事務取扱	前田早知子	○	人権啓発 課 長	増田好宏	○	
	総務財政 課 長	岩崎久敏	○	税住民課 担当課長	石原千明	○	
	保健福祉 課 長	東 達広	○	保健福祉課 担当課長	大西清隆	○	
職務のため 出席した者 の職氏名	議会事務 局 長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会 議 録 署名議員	7 番	坂 本 英 人		1 番	西 岡 良 祐		

議 事 日 程	別紙のとおり
会 議 に 付した事件	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 令和 2 年 第 1 回 笠 置 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 2 月 19 日～令和 2 年 2 月 27 日 会期 9 日間

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 2 年 2 月 27 日 午前 9 時 34 分開議

- 第 1 議案第 22 号 令和元年度笠置町一般会計補正予算 (第 9 号) の件
- 第 2 一般質問
- 第 3 閉会中の継続調査の件

開 会 午前9時34分

議長（杉岡義信君） 皆さんおはようございます。

冒頭に申し上げます。議場及び傍聴席においては、マスクの着用を可としておりますが、議員及び答弁者は、発言時において外していただきますようお願いをいたします。

ただいまから、令和2年2月第1回笠置町議会定例会第3日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第1、議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長、西村典夫君。

町長（西村典夫君） 議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出総額16億3,752万円に歳入歳出それぞれ1,548万6,000円を追加し、総額を16億5,300万6,000円とするものでございます。

内容は、平成28年度に総務省より交付決定を受けて行った過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業に関し、令和元年8月より総務省による書面調査及び立入検査が行われ、その結果、交付決定の一部が取消しとなり、交付金の返還命令通知に基づき、返還金及び加算金を計上しております。財源は、間接補助事業者からの補助金返還金を計上しております。

御審議いただき、御承認いただきますようお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 議案の説明を求めます。総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） それでは、議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件について説明させていただきます。

今回の補正につきましては、町長の説明にもありましたように1,548万6,000円を追加し、総額を16億5,300万6,000円とするものでございます。

まず、8ページ、歳出から説明させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、6目企画費で23節償還金利子及び割引料として1,548万6,000円を計上しております。交付金返還金といたしましては1,178万6,000円を計上しております。これにつきましては、平成28年度に総務省より交付決定を受けた過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業について、総務省によ

る書面調査及び立入調査により補助金等に関わる予算の執行の適正化に関する法律により、その交付決定の一部が取り消され、返還命令通知書により計上しております。

また、交付金返還加算金につきましては370万円を計上しております。その金額につきましては、交付金の返還日により額が確定いたします。

続きまして、歳入についてですが、町長の説明にもありましたように間接補助事業者からの補助金返還金を計上しております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

こういった事態になったことに対して、監査の方が監査請求されていろいろ発覚したんですけれども、そのときにね、なぜもっと深く、総務省から来るまでに自助努力というか、何で町で、町長自らトップになってやらなかったんですか。やれたのか、その辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

（「ちょっと待って、町長に聞いているんですよ」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業に関しましては、監査委員さんからの御指摘もあり、何回にもわたって監査を実施していただきました。町としても、このことに関して町独自の調査をしたところでございます。

その調査の過程におきまして、町としてどこまで調査できるのか、そういうことの限界がございました。例えば、末端の事業者に対しましていろんな資料を請求いたしましても、そういう資料を提供することはできない、そういうことで拒まれましたので、町としての限界も感じたところでございます。

そういう中で、町として本当の真実を知るまでにいってなかった、そういうことが起きまして、次なる手段を取った次第でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

まず申し述べておきたいのは、当然法に基づいて総務省の立入検査、書面調査もあり求められているものですから、この返還金については返すというのがあくまで基本だと。それはそういうふうに私自身も思います。

そのことについては、そう思いますけれども、今、話がありましたけれども、まあ業者等

に書類等を求めてもなかなか応じていただけなかったことがあると、それは月例の監査の会議録等でもそういうやり取りがあり、なかなか苦労されているということはわかるんですが、町としては、要するに実績報告書を上げているわけです。すなわち本来なら関係書類を持ってこれは確かに実績どおり、報告書どおり行われて実績があるという確認をしてから出すものだと思うんですね。要するに書類の不備がある、不十分さがあるのを分かっている報告書を出したという点は、やはり町の問題やと思うんですね。

今の話ですと、努力はしたけれども、業者のほうの対応もあって十分じゃなかったんだという言い方ですが、町は何か落ち度がないようなふうには聞こえますけれども、そうではないんじゃないかと。事実としては実績報告書を上げて交付金を頂いているわけですから、その点はやはりきちっと認識していただかないといけないと思うわけですね。その点について再度町長のやはりきちっとした答弁、認識を頂きたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 今、向出議員から御指摘を頂いたとおりでございます。実績報告書も上がってきたわけですが、それをきちんと精査できなかった、そういう中で国のほうに出してしまった、そういう経過がございました。そのことについては、決裁権者としての私の責任も問われると考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関しまして、返還についてですね、間接補助事業者、そして第1次委託業者ということで、それぞれデザイン会議と笠置クリエイツというところで返還をしていただくという確約書は頂いているということで、先ほど見させていただきましたけれども、関係の原資については関係者に聞いて、ほぼ確実に返ってくるという確信は持っているということはありませんけれども、具体的な資料なり根拠なりが示されない中で、しかも今回の事件というのは、今回のことというのは、あくまで本来やるべき事業をしなかったと、要するに言ってしまうと不正を働いたということで問われているわけですね。そういう業者の確約書だけをもってして信頼せよと言われても、それは議員の立場としてどうなのかという考えが私自身はあるわけです。

ですから、お金がほぼ入ってくるという確信を持っていても、入ってきたという段階でない時点で予算を立てる以上は、それに対して入ってくると確信を持つに至る根拠については、きちっと示すべきではないかというふうには思うわけですね。

それともう一つは、もし仮に、確信を持っていたとしても、入ってこないという事態になったときに、そのお金をどのように担保されているのか、そのあたりに対しての対応も取られているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、間接補助事業者に対して町のほうが補助金を交付させていただきました。総務省のほうからは町のほうに返還命令が来ております。町のほうが補助金を総務省に返還する。そして町としては、交付決定を行った間接補助事業者に対して返還をお願いするというので、間接補助事業者及び関係者から確実に返還金等についてはお支払いいたしますという確約書をいただいております。

そして、そういう確約書の裏づけとなるような原資についても詳しくは申せませんが、確認をさせていただきました。

したがって、現在確実にそれが履行できるものと確信をいたしておりますので、向出議員が危惧されていることはまず起こらないであろうということを考えております。

万一、そういうことがあったということを前提として、どうするかについては、これはしるべき措置を取らせていただかなければなりません、そういうことが起こらないように最後の最後まで、関係者と意思疎通を図りながら、本件については処理を進めていきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

私は、この件につきまして、監査委員としても非常に残念であります。2年前に月例監査によりこれが発覚しまして、2年前、平成30年度には一応事務処理の不適切というようなことを反省されまして、一応懲戒処分、戒告処分、いろいろなこともやっておられます。

それから後、対策として職員力向上ということも計画されて、一応やってもらっておるわけですが、それで2年後にこういう返還通知と、返還命令を受けるということになったのは大変残念です。

それで、先ほどの確約書というものを説明されまして、予算としては一応返還金ということで歳入のほうを見ておられますけれども、これは先ほども話ありましたけれども、確実に入って来るのかどうかということの心配もされているわけです。これが入って来ないということになると、町が負担するということになり、町民に大変またうわなみの御迷惑をおかけするということになるので、そういうことはあってはならないと思います。

この確約書を見せていただいて、期日も今年の3月3日ということでやられていますので、これは私は大変早かったなと思っています。

それから、これは完全に返還金をもって補正を立てるということで、やむを得んかなと思うんですけども、職員力向上の成果をもっとちゃんと対策立てられるように、充実した教育を今後も続けていただきたいと思います。それを要望しておきます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

今回、結構住民さんも不安に思っておられることも多々あるかと思うんですけども、そういう物事の説明等は行政側で何か住民に対してするようなことはお考えなのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

本件に関しましては、平成29年度から様々なうわさといいますが、住民の方々が不安に感じておられ、またいろんな意味でこれが拡散をしたということもございました。いまだにそういったことがいろんな面で影響を与えていると考えております。

まずもって、私どものほうでお答え申し上げなければならないのは、住民の皆さん、議会の皆様、本件に関わりまして行政として今回返還金に応じていただきました笠置創造デザイン会議におかれましては、こういった不正といったようなものに積極的に関与された事実はないということを、これは最終的に警察のほうからも報告をいただいておりますので、このことは明らかにさせていただき、もしデザイン会議さんが名誉を傷つけられたという状況があるとしたら、私がここではっきりとそういった嫌疑はないということを申し上げたいと思っております。これで一つ不安といえますか、そういったことを解消していただきたい。

さらに今後、本件に関しましては、行政の手續、一旦返還をさせていただいた手續の後、まだ新聞報道でもございましたように、検察庁に書類が送致されという状況でございます。その後、捜査が進み、最終的にこれが起訴されるのかどうかという判断はございますけれども、その中で真相を明らかにしていただく、そのために私どもは捜査に協力をさせていただく、そういう所存でございます。

真相が明らかになりましたら、これが事実でございましたということを改めて町民の皆様にご報告をさせていただきたいと、そのように考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

切に願います。本当に当事者、巻き込まれたまちづくり、ひたむきに取り組んでいる若者が、まあ辛い思いをするというのは笠置町にとってすごく切ない、くやしい、寂しい話です。これからも人口は減っていくし、それでもここで生きていかなきゃならないという、まあ宿命みたいな、定めみたいなものが僕らにはあると思っています。

そういう一人一人がこの町で胸を張って生きていけるように、このいろいろな事件の真相が出たときには、行政、議会一緒になって信頼回復できるように住民に対して適切に説明できるよう、要望いたします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西岡君。

1番（西岡良祐君） 最後に一つ質問しておきたいんですけども、これ一応平成30年にこういう不祥事を起こしたということで、不適切な事務処理やったということで、懲戒処分をやっておられます。そして、特別職についても減給処分をやっておられますね。これ、今回こういうことに至ったことについて、その管理責任、そういうものはどういうふうに思っておられるのか、ちょっと説明してください。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の御質問でございます。

当然、現段階で笠置町の職員ということで検察庁のほうに書類を送致されたという事実がございます。まずもってこれにおいて、町民の方々に不安を与え、そして信頼を失っている状況があるということに関しましては、大変申し訳なく思っております。

その信頼回復に向けて、役場一丸となって努力はしていくと同時に、やはりこの事実から人事上のある種処分といったものも検討させていただき、それに伴う監督責任ということで、最終的に任命権者等含む監督者が責任を負うような、そういう形へ持っていく、そのように現在のところ考えています。

時期はまだ未定でございます。できるだけ皆様方に御理解いただけるような内容、そしてある程度私どもが把握はできている内容でもって当該事案に関しましては、処分、そして監督責任というものを果たしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

少し訂正といいますか、正確に、先ほどちょっと「不正」という表現をしましたので、正確にちょっと言わせていただきたいと思います。先ほど副町長からもあったように、デザイン

会議については、特に「白」だという表現もありましたけれども、そういう形で警察から回答を得ているということで、今回の話は、要するに本来事業を実施すべきもののうち、未実施のものが現にあったということで、主にそういうことであり、返還が求められているという内容だということで、少し正確に言い直させていただきたいと思っています。

それで、今回総務省のほうから立入検査等あったわけですがけれども、もっと早い段階で町のほうから総務省のほうにこういう事情があるので返還の可能性があるので、申し出ていけば、加算金等についても免除等、何らかの配慮頂けたのではないかなというふうにも感じるわけですね。

月例監査等の会議録も読ませていただきましたけれども、かなりやはり書類の不備があることも多々指摘されて、明らかになっていたと思うんですね。その中で、平成28年度の事業ですから、平成30年度までの2か年度までは実施すれば良いということでしたけれども、やはり町からもっと先にアクション、行動を起こしていれば、少しでも今回の返還金のうちの加算金については少なくとも減額できたのではないかなというふうにも感じるわけです。そういう対応のまずさがあったのではないかと。

それから、少し残念なのは、この提案の説明や理由の時点で、やはりもう少し説明を加えるべきじゃなかったかなと、こういう経過が、経緯があつてと、あくまで返還についての至った経緯については説明がありましたけれども、もう少し踏み込んで説明するべきじゃなかったかなというふうに感じました。

こういった点で、町として、やはりもっと早い対応、もっと先に能動的な行動を起こしていればよかったのではないかなという点については、どのように考えておられるのか、やはりその点が今後の改善の大きな一つの点でもあると思いますので、この点だけ最後確認させていただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問並びに御指摘でございますが、通常のケースであれば、まあいろいろ手は打てたかもしれませんが、今回の事案に関しまして、監査委員の監査をしっかりとやっていただき、解明できない点もあったということと、同時に既に新聞等で発表されておりますけれども、警察が捜査ということで検査調査とは別に動いておられるということがあり、私どもとしては、そういった動きも視野に入れながら対応しなければならぬ。捜査当局と連携をさせていただきながら、事案の解決に臨まなきゃならないという事情があったということは御理解いただきたいと思っております。

なお、総務省から返還の命令があったのは、国の適化法並びに交付要綱に基づき対象外経費であったということについて返還を求められるという行政処分的一种であると理解しております。それについては、デザイン会議さんを窓口に戻還にに応じていただくということで、関係者の了解を得ております。

嫌疑がないというふうに申しあげましたのは、警察の捜査においてデザイン会議さんが言われなき様々な誹謗中傷という言い方は悪いんですけども、そういったことになっておられるということを私聞いております。やはりそういったことがないということ、何らかの形で申しあげなければ大変申し訳ない。関係者が家族も含めて、そして仲間も含めて、いろいろな中傷であったり、うわさであったり、萎縮されているような状況があってはならないということがありましたので、警察から頂いている情報に基づきまして、この刑法犯といえますか、に関しての嫌疑はないということはお伝えさせていただきたいということで申しあげた次第でございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ここに至るまでに、当然1,900万円というものを業者に渡されたときに、その後の経過とか、担当者が町なりが、その業者の方にどういった使い方、途中経過とかね、そういったことは求められなかったんですか。言うたら悪いけども、そのお金は業者にまるっきり渡したままになっていたんですか。そうじゃないと思うんです。そういうことじゃなかったと思う。

だから、途中でね、そういう経過とか求められなかったんですか。その辺のところどうなんですか。だからこういったことになって、総務省にこの前文書頂きましたけれども、そういったところも詳しく調査されてましたけれども、日付が1年遅いとか、いろんなことが書いてましたけれども、そういったことを途中で丸投げみたいな感じのように私は受けましたけれども、そういう町自体が調査というか、されたんですか。1,900万円そのまま預けて使ってくれと。その辺はどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問でございますが、平成28年度の事業ということで、当時の補助金といいますか、国の交付金の流れの中で町がどのように関与できたかということでございます。

そもそも論でいきますと、やはり町は直接補助事業者として善良な管理者として事業を管

理する義務があるというのが基本的な責任だと認識をしております。それが今回果たせていなかったというのも総務省の指摘の中にあるとおりでございます。

さらに、間接補助事業者に全額がいき、そして間接補助事業者も同様に善良な管理者としてこの事業を管理する責任があるということで、総務省のほうから指摘を受けているというのも事実でございます。

この善良な管理者として事業を管理できていたのかどうかという部分に関しましては、監査のほうでも御指摘をいただいているとおりで、やはり不備があった、十分できていなかったというのが現状でございます。途中で、例えば事業の進捗状況をチェックしていたのかといいますと、やはりそれは基本的にはできてなかったのではないかとというように、様々な資料等からうかがえます。

それは笠置町の補助金の交付要綱の中でも実績報告書が出てきたときには、その内容をしっかりと精査するよというように書いてありますので、今後我々の教訓といたしましては、こういったものを丸投げにするんじゃなく、やはり善良な管理者としてその義務を果たすように職員の認識、意識向上といいますか、意識改革を図りながら、笠置町の補助金の交付要綱を徹底して履行する、そういう責任ある立場で臨んでいく必要があるんじゃないかと、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、この不正についてですね、議員の皆さんは非常に質問されておられるんですが、私はちょっとこの問題については、国が笠置町に支払いを命じられているわけですね。その金をどうするかということになって、それは業者から取ると、返還してもらうという形で予算は組まれると思うんですよ。それはもちろん当然なんですけど、そこでこの返還確約書について、町または業者からもらった書類は、本当に正式な様式で書かれたのか。また、笠置町には弁護士等おられますんで、そういう書類の書き方について指導受けられたのか。そのための書類を基にしてこの予算を作られたのかというところに私は疑問を感じます。

というのはですね、いろいろな問題で私は書類について質問したり、訂正等をお願いしています。またですね、ここでこういうことを書類等にもし間違いがあれば、非常に残念ですので、そういうところをもう一度吟味してもらいたいと思います。

それとですね、この問題については、国と府に非常にこれ迷惑がかかっているんですね。こういういろいろの内容を報告されに行かれたのか、その点どうかというのをちょっとお聞

きたいと思いますので、よろしくお願いします。

ただ、最終的にこの問題解決できなかった場合はですね、議員も言ったように、これは町民全体が責任を負うことになるんですよ。その点ですね、十二分に理解されて、町長並びに行政の方は心して対応してもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま松本議員から2点御指摘をいただきました。

まず確約書の書面の形式について、これで通るのかどうかでございます。これは通ります。なぜかと申しますと、その人格である団体が正式な登録の印章を持って確約書を書かれている。そして、この団体の所在も確認できているということでございますので、問題なくこれに関しましては通ると考えております。

2点目に関しまして、国、京都府に関してでございますけれども、この事案に関しまして、府のほうには経過の報告もさせていただき、しかるべき段階で口頭ではなく直接に説明に行きますということで、今日程調整、あるいは内容等についての調整をしていただいています。

国に関しましても同様でございます、最終的にこのケースをどう処理したかに関しまして、国のほうに報告に上がり、またおわびを申し上げ、今後のやはり笠置町に対する支援に関しまして、引き続きお願いをしてくださいということを経営部のほうの代表がお伺いするという調整をさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件について、反対討論を行います。

まず、総務省と町の関係では当然今回の返還金については返すべき、これは当然のことであり、いずれは必ず返さなければいけないものであるということは、そのとおりだと思います。

しかし今回、関係業者からは3月3日の期限を持って返還をいただけるという確約を頂い

ているということであります。そうでありましたら、3月3日まで待つて確実にお金が入った段階から対応をすれば、全く問題が起きないのではないかというふうに考えます。

今回の問題も、本来その事業は適切に実行されることが前提であるはずで、ところが、実際には未実施の事業があり、問題があるということで総務省から今回の返還を求められているという事態が起こっているわけです。

そういう業者に対して、本当にお金が入って来るのかについても、副町長からは関係を確認をしていると言いますが、具体的なものは一切示されない中で進められています。やはり3月3日まで待つて、確実に入ったことを持つて対応するのが一番良い方法だと考えます。以上で反対討論として発言を終わります。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件について賛成します。

国側、町側で分けたとしたら、確実に非は町側にあるので、国からの請求を拒むことはできないと思います。確かに住民の中には、いろいろ疑問を持たれる方もおられると思います。今後、明らかになったときは、さらなる住民に対しての説明と今後適切な条例、要綱の運用をお願いして、これを賛成討論とします。

議長（杉岡義信君） 原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

議案第22号について賛成討論いたします。

今回の事案は、笠置町においてとても残念で悲しいことでもあります。町内外の信頼を大きく失うものとなりました。まちづくりにひたむきに取り組む笠置を思う人々にも精神的打撃が大きくあったかと思えます。行政には、この人たちのケアも務めだと強く思います。

しかし、未来は人と人が作ります。きょうから新しい笠置になるため、罪を憎んで人を憎まず、この事案を前に進めるための第一歩として、議案第22号を賛成することと思えます。これを賛成討論とさせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで討論を終わります。

この採決は起立によって行います。議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、議案第22号、令和元年度笠置町一般会計補正予算（第9号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午前10時15分

再 開 午前10時25分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

---

議長（杉岡義信君） 日程第2、一般質問を行います。

質問時間は、議員の持ち時間を30分以内とし、答弁の時間は含みませんので、申し添えます。

質問及び答弁は簡明にして、通告以外の質問はしないでください。一般質問は通告制ですので、関連質問は許可されません。

1番議員、西岡良祐君の発言を許します。西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

それでは、通告書に従いまして質問いたします。

まず、第1項目としまして、笠置町創生戦略の実績、評価についてお伺いいたします。

この笠置町創生戦略は、平成27年から取組みまして、今年度が最終年度となっております。国においては、既に第2期創生総合戦略が決定されたところであります。この件については、先ほどもありましたけれども、ある1つの事業で交付金返還という不祥事が起こったことも強く反省しなければならないと思います。

そこで、まず3点についてお伺いいたします。

まず1点目は、総合的な実績と評価について、どのようにされておるのかお伺いいたします。

それから2点目、この総合戦略は基本目標4項目を立ててやってきたわけでありまして。その項目ごとの中で、一番達成率の低い施策の評価と、それに対する今後の対策はどのように考えておられるのかお聞きします。

3点目、第2期創生戦略はどのような体系で計画していこうとされているのか。その3点についてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 西岡議員の1点目について私のほうから答弁をさせていただきます。

笠置町におきましては、平成28年1月に笠置町まち・ひと・しごと創生戦略を策定いたしまして、地方創生の取組を進めてきたところでございます。同戦略におきましては、国や府の戦略を勘案して、笠置町における安定した雇用を創出する、笠置町への新しい人の流れを創出する、結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現する及び地域が連携し安心して暮らし助け合える町をつくるの4つの政策分野ごとの基本目標と、それに係る目標指標、また各分野におけるKPIを設定してきたところでございます。

主な実績といたしましては、「笠置ROCK!」の制作及び同映画による当町の情報発信、またボルタリングなどアウトドアスポーツの活性化、またP o k k eや多言語パンフレットなど外国人観光客をターゲットにした受入れ環境の整備。また、つむぎてらすの整備による医療・介護の拠点化、また公共施設統廃合による運営コストの削減などをやってきたところでございます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、実績のところでございますが、こちらのほうにつきましては、先ほど町長から答弁があったとおりでございます。この実績を受けまして、実績の中で評価というところがPDCAの中で評価、一番重要なところでございます。

評価につきましては、数値目標ごとKPIを設定いたしまして、各事業ごと全35の指標を設定してまいりました。令和2年2月1日現在の達成状況につきましては、達成したものが10指標、80%以上達成している指標が6指標、50%以上80%未満の指標が8指標、50%未満の指標が10指標となっております。このように80%以上達成している指標が約半分ありまして、一定の前進があったと考えております。

しかしながら、地方創生の取組に関わらず国全体でも地方から東京圏への人口集中が続いており、また当町におきましても、人口の転出超過が続いている状況でございます。

次期第2期の地方創生につきましては、必要な見直しを行い、財政状況を鑑みながら取組む必要があると考えております。以上がこの1期の実績及び評価というところでございます。

続きまして、先ほど大きな柱4目標の中で、達成率の低い項目、その評価、今後の対策というところを御説明させていただきたいと思っております。

大きな4項目の中で、一番達成率の低かったものでございますのが、笠置町におけます安

定した雇用を創出する、この項目、この分野の達成率、6次産業化の事業数というものがパーセントで言いますとゼロパーセント、達成何もできておらないという結果になっております。

この内容につきましては、今年度末までに1件の事業化を行う目標でございました。しかしながら、現時点ではゼロ件、達成率ゼロ%になっております。しかしながら、現状といたしましては、雇用創造協議会におきまして、キジ肉を活用いたしました商品化に現在取り組んでおり、本年3月末には一定のキジを活用した商品の完成品というところの形になっております。

このように地方創生という大きな目標があり、行政だけではなく、雇用創造協議会、また町内に生まれつつあります民間の業者、そういった方々と協働しながら両輪で笠置町の創生戦略に第2期に取り組んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

3点目の第2期創生戦略、この件は回答ないけど。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 失礼いたします。西岡議員の御質問の第2期の創生戦略はどのような体系で計画していくかという御質問にお答えさせていただきます。

現在、当町におきましては、次期第2期の地方創生戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法の規定によりまして、国及び京都府の創生戦略を勘案しながら作成する計画をしております。

国におきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略、こちらのほうが令和元年12月20日に閣議決定されまして、京都府におきましても第2期京都府地域創生戦略の中間案に係るパブリックコメントが実施されるなど、策定に向けた取組が進められております。

このような状況におきます当町の現在の状況でございますが、2月13日に笠置町わかさぎのはばたく町創生委員会を開催させていただき、現在の創生戦略を1年間延長する、この現在計画しております内容を1年間延長するというふうに決定させていただきました。

新たな計画を策定せず1年間延長をさせていただく、この理由といたしましては、今年度と来年度にかけまして策定させていただきます次期総合計画、その内容と一本化を図るところでございます。

まず、この一本化を図るといふところのメリット2点ございます。

1点目は、総合計画と創生戦略、その内容が統一されまして、わかりやすい計画体系となることで進行管理に係る事務の効率化を図れるという点。

もう1点につきましては、総合戦略を策定いたしまして、その翌年度にその内容を笠置町の最上位計画であります総合計画に内容を反映するという逆転現象を解消できるということでございます。

創生戦略と総合計画をばらばらに作るのではなく、総合計画という大きな柱の大きな計画の中で創生戦略という柱をつくっていくということで、次期の計画につきましては、本計画を1年間延長させていただき、総合計画と内容を密にしながら計画させていただくという計画でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

まず1点目の総合的な実績と評価について、町長は先ほど申されましたけれども、実際、できたやつだけを先ほど項目に述べておられるけれども、総合的に、全体的に、小林課長のほうは何%ぐらいやったかな、50か60ぐらいじゃないかなと思うんですけども、そういうところの評価は町長、どういうふうに見ているんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 私、先ほど答弁させていただきました内容につきましては、4つの大きな目標を立てて、その中でも特に目立って実績を上げてこられた、そういう取組について報告をさせていただきました。その4つの目標の中にも、先ほどから出ておりますようにまだ十分できていないところ、まあゼロ%のところも当然現れておるわけでございます。そういうことにつきましては、1年間延長する中でできなかった取組につきまして、なぜできなかったか、そういうこともしっかり把握して、PDCAをしっかりと回して、あと1年間しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 当初から、この創生戦略を作られたときにも、評価と検証の仕組み、この辺が大変問題になっていたんですよ。ここでもうたわれてはいますけれども、PDCAを回すということで、評価する組織も作っていくということで、検討委員会を作ってやっているわけですけども、今一番大事な3番目のチェックの評価の時期であるわけですね。その評価がちゃんとできてなかったら、次のアクションに移れない、そういうものなんですよ、

このP D C Aというのは。そうでないと、新しい確実なものではできていけない、ここが一番大事。今の時期が一番大事なんです。

だから、その反省と評価をちゃんとやってなかったら、次、第2期のプランをするにしても、何も役立たないことになるんですよ。これはもう当初から私も言ってましたけれども。

それで私が提言したいのは、数値目標の指標を立ててやっているんです、K P Iというのはね。これは問題があるよと。というのは、例えば例を挙げて言いますと、ここで先ほど雇用促進協議会の話にも出てますけれども、創業セミナー開催数、これ目標値5回やるというような目標を立てているわけですね。そして実績のところでは令和元年度も全10回の研修を4種類予定して実施しているということになっているんですよ。これは10回やらはったんか、何回やらはったんか知りませんが、こんな何回セミナーを開催したって、それがどういうふうに着業に結びついていっているのか、そこまで押さえなあかんわけですよ、こういう目標は。

その辺を私は前から言っているんですけども、例えば雇用促進協議会をやっている研修セミナー、ようチラシも入っていますけれども、回数は分かります、10回やったということで。参加人員はどんな状態になっているんですか。分かっていますか、つかんでいますか。どうなんですか。雇用促進協議会の会長ですよ、町長。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。雇用創造協議会事務局のほうを商工観光課が担当させていただいておりますので、答弁させていただきますと思います。

セミナーにつきましては、内容も例えばゲストハウスの運営、創業、またアウトドア、いろいろ多岐にわたってはおります。その内容によりまして、参加される人数も例えば少なければ5名前後、また多ければ10名前後という参加者の方がございます。

先ほどの西岡議員おっしゃいますように、セミナーを開催するだけが目標ではないと。その開催の中でどのような方が実際に創業されるとか、町のほうで根付いていただくとか、そういうところが必要なところだと考えております。

現に、町内で過去2年間このセミナーを受けて、町内で事業所を創業または活動されている方もおりますので、今後につきましては、そのセミナーの中身を十分検討いたしまして、より多くの方が町内の中で活躍していただけるような、そういった体制に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

雇用促進協議会の件については、以前にも私、意見を言わせてもらったと思うんですけども、セミナーの中身などは大体見させてもらったら、観光関係の起業、そういうものが多いんですよ、笠置町はね。これ、社協がやっておられる在宅訪問介護とかのヘルパーさんですね。ヘルパーさんが足らんということで笠置町は困っておるわけなんですけれども、南山城村などはそういうセミナーをやって、ヘルパーさんの養成、研修会とか、養成講座とかを取り入れてやっておられるわけなんです。

だから、笠置町もそういう福祉関係の雇用が今物すごく困っているわけですから、町民の人も。そういうものを取り入れていくようなセミナーをやっていくというように、やってくれということは、私以前も言っていたんですよ。だから町全体を見てそういう研修のことも考えてもらいたいと思います。これは要望しておきます。

それからもう1点、3項目めの結婚・妊娠・出産・子育ての希望を実現するという項目の中で、基本目標として婚姻数5件という目標を挙げておられたわけですよ。これがこの間の実績報告の中では、108件という数値を書いているんですよ。これ、大体どうして目標を立てた5件に対して108件っていう実績をどうして書いてくるのか、そのとき大分私も質問したんだけど、こういうこともあるんですよ。だから数値ばかり目標にしとったらだめなんですよ。中身の内容ができてなかったら、こんなの108件というのは、そのとき聞いたらね、何や本籍と非本籍のいろんなことの説明があったけれども、そんなの関係ないんですよ。これは5組目標立てたということは、笠置町の中で婚姻されて、人口が増えていくということを目標にやっとするんじゃないんですか。大体そういう実績が上がってくると自体がおかしいと思うんですよ、私は。

そやから、そういう数値目標だけではあかん。中身をちゃんと反省、吟味、PDCAを回してもらわんとあかんと言うのはそこなんです。これ強く要望しておきます。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西岡議員から御指摘頂き、そして強く要望も頂いた件でございます。

婚姻数の数字のあり方、大変誤解を招くようなあり方でした。大変申し訳ございません。やはりおっしゃるように笠置の中で結婚されて、住んでいただくというのが基本として、どれだけの方がいらっしゃるかということのを改めて精査させていただきたいと思っ

ております。

笠置町という、本当にコンパクトシティというか、小さな町で人々の動きと申しますか、どういう団体がどんなことをやっているのかというのは、本当に手に取るように把握しようと思えばできるわけです。そういう実態がどうであるかということも数字の面だけでなく、把握をしていって、そして関係団体と共にそういう数値というものの中身といったものもしっかり確認するという作業をこれからはさせていただく必要があると思っておりますので、要望に関しましては真摯に受け止めて対応させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） よろしく申し上げます。

それから、最後の第2次創生戦略、これの今後のやり方なんですけれども、これ先ほども説明あったように、町の総合計画、これの中へ繰り入れてやっていくということで、私はそれがいいんじゃないかなと思います。

というのは、総合計画の中でも申してはいますが、大体総合計画というのは構想的な内容が主になってきています。これは10年間の構想というか、笠置町をどうしていくかということの計画なので、そうならざるを得んと思うんですけれども、これは前の総合計画を作るときも私は意見として言ってますけれども、この総合計画をうまく進めていこうとすれば、やはり実施計画というのが必要じゃないかということで、5年間ぐらいの実施計画を立てて、そして年度ごとの予算に反映していくという形をとっていくのが、私は一番いいんじゃないかということで、今までからも言っております。

そういう形にしてくれるみたいなので、それはええかなと思うんですけれども、そういうことで、総合創生戦略と総合計画と体系的にうまく連携していただいてやっていってもら。ということは、今度の総合計画の審議委員会というのは作る予定をされていますね。その中にもこの創生戦略を組み入れた中で評価とか、検討していただくということになるということですのでよろしいですか、課長。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

西岡議員がおっしゃるとおり、今現在、審議会を開くべく委員の方の委嘱に向けて取組を進めております。それでおっしゃるように、その中で先ほどからも出ています総合計画と総合戦略を統合してしまうのか、また、もしくは総合計画の内容を抜き出しながら、別途創生戦略を策定するかについては、そういった審議会の中での皆様の御意見を頂きながら検討し

ていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 西岡です。

そういうことでやってもらおうと。一番最後にお願いしておきたいのは、先ほども言ってますけれども、この数値目標だけではなしに、中身、これを内容をちゃんと評価していくように、そういう計画にさせていただきたいと思います。特に、副町長お願いしておきます。これね、TQCというのは御存じだと思うけれども、これでやってもらったらいんですよ。

この手法はね、総合的に品質を管理していく手法なんで、中身を物すごく重要視しているんですよ。1回、職員力向上の計画の中でもTQCの手法を研修する項目を設けてもらったかどうか。ちょっと提案しておきます。

議長（杉岡義信君） 答弁のほうは。

（「やってくれるか」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま西岡議員より御提案をいただきましたTQC（トータル・クオリティ・コントロール）、これは民間企業では当たり前のように行われている手法でございます。なかなか役場、公共部門では根付いておらず、むしろ役場のほうといたしますか、公共部門ではアセットマネジメントということで、経営品質向上という取組が先行したという事実がございます。

TQCの内容につきましては、一定職員力向上プロジェクトの中で皆で勉強して、どういうふうにできるかということを見せていただきたいと考えておりますので、またいろいろと教えていただく面があろうかと思いますが、どうかよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） ひとつよろしく願いしておきます。

それでは、次の項目に移らせていただきます。

2 項目めは、大学生ジビエ起業の支援についてお伺いいたします。

この件は、先日新聞報道でもされまして、笠置町創生戦略の一環として、地域獣害の解消と、それから粗末に扱われる野生動物の課題、これを解決するために起業されたということで、新聞に大きく報道されておりました。

この点について、これも創生戦略の中で起業を起こしていくという一環ですので、これは大いにやっていただいたらええと思うんで、ちょっとそういうことでお伺いしたい点があり

ます。

まず、笠置町としてこの起業をどこまで支援していく予定でおられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 笠置町といたしましては、このように若い人たちが笠置で起業していただけますことを大歓迎しているところでございます。和東町や南山城さんには大きな資本、プロジェクトが参入をされてくるわけでございますけれども、私は笠置にとりまして、それ以上に大きな意義がある取組をしていただけたらと思っております。起業の内容もジビエでございます。笠置町の可能性をさらに醸し出していただけるものと大いに期待をしておりますし、また将来、笠置町の若い人たちが起業しようという先駆けを作っていただけるものと私はすごく期待をしております。

笠置町にとりましては、どのような援助ができるのかということにつきまして、いろいろ検討をしておるわけでございますが、いろんな補助制度の紹介をしたり、また望んでおられます土地や家の情報などを提供していく、そのようなことを協力できるのではないかと、そのようには考えているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

それでは、お伺いいたします。

まず、野生鳥獣解体処理施設の建設場所、これは私が農業委員会でもちょっと関係しましたけれども、この場所についてももう既に決定されて、計画されているみたいなんですけれども、この辺について町としてどういう支援をしているのか。

それから次は、起業された会社の登記場所ですね。これは東部のサテライトオフィス、あそこの住所になっていたと思うんですけれども、その辺の町との契約、その辺はどうなっているのか。

それから3点目は、この大学生3人の居住場所、これは今、お試し住宅に仮に入ってもらっているということで、多分これは3月までの契約になっていたと思うんですけれども、その後の居住場所等はどういう町として支援をされているのか。

それから最後には、先ほど町長がちょっと言っておられたけれども、財政的な補助制度、そういうものがあるのかどうか。これ聞く話によりますと、月に20頭ぐらいの鹿とかイノシシを捕らなくては回っていけないというようなことも聞いてますけれども、その辺も含ん

で町としてこれちゃんとやっていけるようにどこまで支援していくのか、その点について伺いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきますと思います。

この事業につきましては、先ほど町長も申しましたように、創業支援また移住・定住など、地方創生全般に関わるところでございますので、そういった側面から回答させていただきたいと思っております。

まず、現在の支援の状況でございますが、地域おこし協力隊が中心になり、仕事の内容、また生活の面、そういったものを側面的に支援しております。

御質問でございます、まず1点目の建設場所につきましては、町内の現在建設候補地を地元の協力のもとにしかるべき手続を今取りながら、建設場所の確定、着工の手続に現在手続をしているというふうに聞いております。

続きまして、起業された会社の登記場所ということでございますが、こちらにつきましては、先ほど西岡議員おっしゃいましたように、笠置町のサテライトワークスペース、そちらのほうに会社の登記がございます。この件につきましては、サテライトワークスペースの利用の規約にもそういった商業登記等の登記手続ということは認めておりますので、その中で登記場所として今現在定めております。今後、会社の場所がきちんと確定した段階で、その所在地のほうに移すようには聞いております。

続きまして、現在の学生の居住場所という点でございますが、こちらにつきましてもお試し住宅のほうに申請が出され、10月1日から3月末までの期間の中で申請が出、町のほうで決定をさせていただき、現在利用をしております。3月末ということですので、今後は町内の中で居住の場所を現在学生個人で場所を探していると。もちろん空き家の場所の提供、まずは情報というものは学生のほうにもお伝えできるように、そういったところで支援をさせていただきたいというふうに考えております。

最後になりますが、財政的な補助制度というところでございます。こちらにつきましては、町の財政、町の制度、また例えば商工会、また町外の公的な機関が持っております運営のスタート時に係る支援制度、また設備等に係る制度、そういったものを順次その内容に合った内容を探しながら適切な補助制度というものを活用していただけるように、こちらのほうも側面的に支援をさせていただきたいというふうに現在考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 1 番、西岡です。

まず 1 点目、解体処理施設の建設場所、これは一応農地的な許可を農業委員会を出しておりますけれども、これ地元、東部区ですか、地元等の説明というか、そういうことはちゃんとされてるんですね。それが 1 点と、それから会社の登記場所ですね。これサテライトオフィスということで今やっている、これはそうしたらあれですか、今仮にサテライトオフィスで登記してるけども、会社自体がどこか解体処理施設のところへ移るような計画でやられておるんですか。そういう今はサテライトオフィスを使っているのは仮やということですね。

これの契約というか、何か 1 1 月頃から契約されていたというようなことを聞いているけれども、町とはどういう契約をしているんですか。利用料とかそういうものはどうなっているのか。その点をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

2 点ございまして、場所の件とあと登記の件、事務の登記の件につきまして、私のほうから答弁させていただきたいと思います。

現在、先ほど申しましたように、サテライトワークスペース、申請が出ており、3 月末までの期間で家賃申請が出され、町のほうで許可決定をし、月 1 万円の家賃でございますが、家賃を徴収しながら現在その場所で活動されているということで、最終的にこの作業場と申しますか、活動の場所が決まりましたら、そちらのほうに登記のほうを最終的に移転するというふうに今現在聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 家賃 1 万円、1 か月 1 万円ですか。これは利用料をそのまま 1 万円になっとったんですかね、ああそうですか。これはもう入っているわけね、既に。1 1 月から。1 1 月から払ってもらっているんですか。はい、分かりました。

それから、居住場所やな。地元との説明とかいうのは、別に町としては何も関わってないんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

地元とは特に関わりがないというふうに聞いております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 分かりました。こういうものは地元とちゃんとうまく説明して、協力を得とかなないと、後で問題が発生するということもあると思うんですよ。その辺、町としてやはり知らん顔しているのでは、何のために支援しているのか分からんので、そこらをちょっと押さえおいてほしいと思いますよ。

というのはね、当初は草畑の辺で探してた。それがあかんから今度は飛鳥路の地区でやるということでやっていた。それも地元がうまくいかなかったということで、最終的に東部のここへ行っているんだと思うんですけどね。

そういうこともありますんで、やはりこういう問題はちゃんと地元をちゃんと説得して、了解をもらっておかないと、後で問題が出てくると思いますので、そういうところは町として支援しないとあかんと思いますんで、そこらひとつよろしく願いしておきます。

それでは、次の項目に移ります。

最後は、地域おこし協力隊員の居住場所についてお伺いいたします。この協力隊員は今年度は3人の協力隊員の方が活動してもらっているところであります。

私が疑問に思っているのは、この3人の居住場所がはっきりしてない。というのは北部区に入っておられると思うんですけども、山崎さんですかね、女性の方。この人は当初は4月だったかな、今年度の頃には入られるということで、区のほうにも連絡があって、それで入って、一時入られたかも分からんけど、今現在全然住んでおられないというような状態になっております。

あと、藤田さんは町が譲渡を受けたところで今住んでおられますね。

それから、もう1人柴田さんというのは、これは南部区のところでお世話になっているか知らんけれども、その辺のこれの居住の、どう言えばいいのか、家賃とかね、そういうようなものが町が支払っとるんでしょう。そこらどうなっているのか、その辺続いて答弁願います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

地域おこし協力隊の居住地の件でございます。地域おこし協力隊の居住地につきましては、各受入れ先の自治体が居住地を準備するというようになっております。笠置町につきましては現在3名の方、先ほど西岡議員がおっしゃいましたように、それぞれそのおっしゃいました

場所で今現在居住しております。

しかしながら、若干家庭の事情、また仕事の事情で現在先ほどおっしゃいましたように、居住地を用意はしておりますが、現在、その場所で生活はされていないという事情もございますが、こっちのほうは若干家庭とか仕事の事情で、現在町内のほうには居住されていないというところがございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 1番、西岡です。

これね、せやから私が言いたいのは、山崎さんの住居の場合ね、これは多分空き家対策の登録件数には入っておって、以前にも使われておったということで、いいと思うのですよ、入ってもらってね。ところが今、全然入ってない。住んでない。利用されてない。これほとんど利用されないんですよ。これ空き家対策にも関連してくるんですよ。そうでしょう。今、空き家対策の登録件数もなかなかうまくいっていないような状態で、まだこちらへ、笠置へ移住したいという人の要望件数のほうが多いんじゃないかと思えますけれども、そういうところをもう使わへんやったらね、早くそういう人に利用してもらおうとか、そういうことを考えていかないといかんと違うんですか。

それで、これ聞くとところによると、家屋の所有者との契約は3月までされてるのかな、年間契約で。これは町が家賃を払っとるんでしょう。そういうところどうなんですか。空き家に町はお金を払っているんですか。どうなんですか、そこは。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

移住・定住の促進ということで、移住希望者がおられる中で、空き家が今現在数が少ないという現在、そういう現状の中でうまくこの家を活用できてないというところがございます。地域おこし協力隊につきましては、町が一定家の確保をしなければならないというところがございますが、それだけではなく、町内の空き家を移住希望者の方にも提供できるように、早急に移住・定住の側面でもその家の活用、今おっしゃいました家の活用を考えていきたい、進めていきたいというふうに思います。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） せやからね、その空き家対策はどういうことや、これは空き家の登録件数とかがね、創生のほうでの実績は目標が10軒であって、実績は5軒やということになっ

てますわね。それを今後民間活力による掘り起こしを検討していきますという反省をしているけれども、こういうこと自体が問題なんですよ。こういうことを副町長、町長、これは把握してるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの西岡議員の地域おこし協力隊員の住居の件でございます。

今、御指摘いただいております山崎さんに関しましては、北部区にある家屋に住んでいただくということで笠置町に住居を移していただいております。笠置町に住民票がある方でございます。ただ、御家庭の事情等でその家屋に居住はできるという状況ではなく、使われないう状況が続いたということでございますので、今年度末をもって山崎さんに関しましては、改めて住居のほうを見直すというふうにさせていただきたいというふうに思っております。

その後、その家屋に関しましては、空き家の活用の方向で所有者とは誠実なお話もさせていただきたいと、このように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） そういう見直しされるということで、これは何か月も前から入っておられないからね。そういう事情があるんやったら、そういう事情でこの山崎さんはどこから通っているのか知らんけども、ほな通勤費とかそういうものはどうなってるんですか。支払ってるんですか。ただ、そういうことも考えていかないといけないと。

一方では、空き家対策や何や言うてやってるわ、こっちは抜けた、住んでないところへお金を払ろうてるわ、そういうことをやってるから、先ほどのような不祥事が起こるんですよ。もっとちゃんとやることをやる、ルールどおりちゃんと守ってね、やっていかないと、いつまでたってもこういう問題は解決しませんよ。それ山崎さんの通勤費とか、そういうのはどうなっているんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 地域おこし協力隊員は地元に住居がございまして。先ほど申し上げましたように山崎さん、いろいろ御家庭の事情があつて実家にお帰りになられる頻度が高うございますけれども、現実問題としては、笠置町に居住地があり、笠置町内で活動していただいているという実績の中で、当該実費というものをお支払いしております。

したがって、御本人が実家等でお帰りになっておられるところからの、そういう通勤費というのはお支払いをしておりません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 分かりました。通勤費は支払ってない。ということはね、山崎さん気の毒やわね。せやから、その辺、協力隊員は笠置町に住まんとかんいうことになっとるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 地域おこし協力隊員を募集する際に、笠置町に住所を移せる方というのを条件にさせていただいております。

したがって、笠置町に住んでいただく。ただ、毎日笠置町の中で寝泊まりしなければならないのかというと、そう厳格に決めているわけではございません。ただ、活動の拠点として笠置町での活動が重点的に行われるということが基本でございますので、当然笠置町内で住居、寝起きを基本とさせていただいているというのは、そういう取り決めの中でやっていただいているということでございます。

なお、山崎さんに関しましては、大変語学の高いスキルを持っておられる方でございますので、そういったことを今後活かしていただけるように、御本人とは来年度どういうふうに住居を構え、そして協力隊員としてどのように活動していくのかについては、現在話し合いを進めているという状況でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1 番（西岡良祐君） 最後に確認とします。これ今、3人活動してもらってますけど、これ藤田さんはもう3年になると思うんですけどね。これ3年で一応更新いうか、そういう形になる。今、山崎さんは来年度も考えておるといことですがけれども、3名の方は来年度もやってもらうという計画でおられるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 地域おこし協力隊員に関しましては、残念ながら3年間が限度でございまして、3年を終えられた隊員に関しましては、そういう活動をされた地域で定住をしていただくということを、これは条件ではないんですけども、お願い事として言うております。

したがって、藤田さんにおかれましては、3年の任期が終えるわけでございますけれども、御本人に笠置町で何か提示をして活動していただけるような、そういうお話も進めさせていただいておりますが、まだ具体的にどうするか、こうするかに関しまして、御本人からは確たる内容のことは聞かせていただいております。できるだけ活動をいただいた、そういう実績、笠置町で培った人脈やネットワーク、そういったものを活かしていただけるようにお

願いをしているところでございます。

そのほかに隊員に関しまして、基本的に1年ごとに3年間と言いますが、3年継続でいくのではなく、1年ごとに活動の内容等を確認させていただいて、1年間の総括をし、そしてその翌年度、どのような活動を展開していくのかということをお聞きさせていただきながら、万一、翌年度諸事情により隊員として継続難しいという方がおられれば、3年間の中で、仮に1年たち2年たった段階であったとしても、そこで任命を切るというような対応をさせていただいておるところでございます。

それぞれ今、御本人の御意向を確認させていただきながら、最終的にどうされるのか、3月の初めぐらいに結論を頂くようお願いをしているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西岡君。

1番（西岡良祐君） 分かりました。そういうことで、3年間やってもらって、あと笠置町へ住んでもらうと、これが一番ええわけだからね、笠置町としては。だから、藤田さんなんかはね、かなり私も3年間見させてもらったけど、よくやってくれてたと思うんですよ。こういう人が笠置に残って、笠置町のためにまた何かやってくれるということになるような、そういう支援をしてやってほしいんですよ。その辺を要望して、私の質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで西岡良祐君の一般質問を終わります。

続きまして、2番議員、西昭夫君の発言を許します。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

通告に従って質問させていただきます。

まず、笠置町の補助金の交付要綱についてお聞きしますが、去年の12月議会の際に議員として補助金の適正化条例というのを提出しようと思ったんですが、そもそも笠置町には交付条例というものがなくて、交付要綱なんですね。なぜ条例ではなく要綱なのかお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

西議員おっしゃるとおり、当町の補助金については笠置町補助金等の交付要綱に基づいて実施をしております。地方自治法におきましては、「普通地方公共団体はその公益上、必要がある場合においては寄附又は補助することができる」となっておりまして、具体的な手続

に関する規定はなく、どのような形で手続を定めるかは各地方公共団体に委ねられておりまして、当町においては要綱の形を定めているところでございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

まあ僕もいろいろ調べたんですが、要綱でも多分十分なものであると思うんですが、現在の要綱で十分に対応できているのか、例えば申請時、事業途中、完了時のためのチェック体制ができていますのかお聞きしたいんですが、ほかの自治体のこれは条例なんですけれども、調べてみるとかなり事業途中というのはなかったんですが、事業前に議会に資料提出とか、事業後の公表とかもあるんですが、その辺について町の要綱では不備とは言わないですけれども、足りないんじゃないかなと思うんですが、その辺どうでしょう。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在の要綱につきましては、補助金交付に関わる一連の手続、取消し及び返還、また財産処分等の制限を定めておりまして、必要な事項については網羅されているというふうには考えております。

あと申請時、事業途中、完了時のチェック体制はどうかという御質問だったかと思うんですが、現状を御説明させていただきますと、まず申請者より申請書の提出がありましたら、担当者による書類内容の審査を行い、要件に合致し、問題がないと認められるものにつきましては、稟議の上、交付決定を行っておるようなところです。不備があるものについては修正等依頼しております。

事業途中につきましては、申請者から相談があった場合に応じるとともに、補助事業の進捗状況等を鑑み、必要に応じて報告を求めるものでございます。また、補助事業の完了時におきましては、実績報告書が提出され次第、提出された書類の審査を実施して、その額の確定の手続を行っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

要綱なり他の自治体の条例とかを見ても、首長等、笠置町だったら町長等、市なら市長等が何々と書いてあるんですが、ただほかのと比べると首長等の責務が何々、補助金を受ける業者の責務が何々というのが、どこの、僕が調べたところではほとんど入っているんですが、笠置町にはその「責務」についての条項がないんですけれども、その辺はどうお考えですか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

西議員おっしゃる内容につきましては、京都府であったり、他の市町村の要綱等を確認させていただきながら、必要に応じて整備していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

先ほど言いましたが、それを見直していくのはありがたいですけど、公表の部分で今は情報開示手続をすれば見られるとは思いますが、それではなくて、町が積極的に住民に対してのこういう資料の公表とかはお考えになっているかどうかお聞きしたい。もし公表することによって、何か弊害が出るのであれば、出ない範囲での公表とかというのも考えてもらいたいんですけども、この辺はどうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

資料の公表は行うことができないのかということなんですけれども、補助金の関係書類の一律的な公表については、書類には個人情報等もありますので難しいのかなというふうに考えております。個別具体的な公開につきましては、西議員おっしゃられたように笠置町の情報公開条例に基づき、その都度判断させていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

今の答弁やったら、この先、適正化や透明化のために要綱の追加とかも考えているというふうに受け止めていいでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの西議員の御質問ですが、先ほどもお答えさせていただいたんですけども、京都府とか他市町村の要綱等参考にしながら、より良い要綱にしていけるように検討していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

よろしくお願ひしますとしか今のところ言えないんですけど、それでも次の質問に移させていただきます。

通告書では、補助金を受けた業者を監督するとは言ったんですけど、補助金とか委託を受けた業者の監督、指導する立場、町としてお聞きしたいと思います。通告では、ちょっと事業者が特定できるような文言が入っていたので、そこをちょっと伏せて質問させていただこうと思うんですが、このケーブルテレビを見て聞いておられる住民の方には、多少分かりにくいかも知れないんですが、そこはちょっと御了承願いたいと思います。

委託事業などでお金を受けて事業を行っておられるんですが、報告はどのような形で受けて監督、指導されているかお聞きします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

商工観光課が所管しております委託事業の内容で御説明をさせていただきたいと思います。

笠置町の委託事業につきましては、京都府のほうから町への委託ということで、その事業を区長のほうからお願いしているということでもあります。この事業につきましての報告というところがございますが、まずその事業の内容につきましては、うちの契約書の内容、あと仕様書の内容、その仕様書の内容で、例えばどういう場所でどういう内容をするかというのが、事細かく書かれております。

その仕様書の内容に応じまして、年間を通じての事業でございますが、年間を四半期ごとに分けまして、随時四半期が終わるごとに事業を行った事業実施前、事業実施中、事業実施後の写真及び完了届等の書類が町のほうに出て来、その書類を持って確認をしております。

以上が現在の状況でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

その報告は年間何回かあるんですか。分かりました。

実はね、これ地元の町民の人からいろいろ指摘を受けて、質問させてもらっているんですが、季節とか曜日とかによって、人の出入りが増減するので、たまたまかも知れないんですが、その人が頻繁にそこを訪れられたときに、本来委託業務でされていることがされてないのではないかという指摘を相談されたので、この質問をさせてもらっているんですが、確かに季節とか曜日などによって、人の出入りが増減するので、例えば、この事業は年間を通じて満遍なくされる事業やと思うんですが、例えば人の出入りの増減に合わせて、週末に合わせた事業活動をするとかという指導はされているのかどうか、どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業の内容でございますが、先ほど仕様書という中で回数なり場所が定めてあると御説明させていただきましたが、何もその仕様書の内容どおりではなく、基本その内容で行ってもらうのは当たり前のことでございますが、先ほどおっしゃいましたように、繁忙期、また週末、そういった人がたくさん利用される、また訪れるであろうところは、ケース・バイ・ケースと申しますか、その時期、その場所に依じてまずは確認することを注視し、必要であるならばその事業の内容をしていく、そして何よりもその内容ということは、住民さん、また町外から訪れる方、そういった方々に不快な思いをさせずにサービスを受けてもらうということが前提となっておりますので、先ほどおっしゃったような苦情と申しますか、そういうことがあれば順次委託をしておる立場といたしまして、指導をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

せっかくというか、委託、本来町としてしなければいけない事業を町としてできないので、民間に委託しているということなので、本来そこの信頼関係で成り立っているとは思いますが、やはりそこの場所の使用者からこういう指摘を受けるようであれば、もったいないので、町職員の指導監督なりで、過度に職員に負担が増えるというのは本意ではないので、できるだけうまく指導をやってほしいと思います。すみません、ちょっといろいろなところを伏せたので、聞いている方には分かりにくい答弁にはなったと思うんですけども、申し訳なく思います。

最後に、空き家バンクについて、今年度の実績等をお聞かせください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの西議員の御質問にお答えさせていただきます。

空き家バンク、今年度の実績というところでございます。

まず数値の実績から申しますと、新たに空き家バンク登録をされたのが1件ございました。そのバンク登録の物件につきましては、現在移住者の方も決まり前に進んでおります。

それから、空き家バンク、物件だけではなくて制度の今年度の御説明をさせていただきました

いと思います。

先日来から御説明させておりますように、現在空き家バンク、移住・定住というところは、商工観光課だけの事務の中で対応させていただいておりましたが、本年の1月以降、地域おこし起業人の中の移住促進の担当職員というものを作り、相談から移住・定住、またその空き家を移住・定住だけではなくて、空き家を活用できるというところで知見を持った民間業者の方と連携をしながら、役場の事務、またその民間的な感覚で事業を進めさせていただいております。

今年度3月末もすぐでございますが、移住・定住に特化したホームページ、それを今現在、作成をしております、3月めどを目指しまして、ホームページ上に立ち上げる移住・定住に特化した情報を発信させていただく予定でございます。

また、空き家の物件の相談等がございましたら、その担当の者が民間の方、また関係者と連携をしながら、即座に現場に動き、相談をしている状況で、その中で数件、空き家の活用というところで話につながっているというところが、今年度の実績及び今年度末までの今後の予定でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

ありがとうございます。空き家バンクについては、僕が議員になったときからずっと質問させてもらっていたんですけども、今回、民間の力を借りてというのがあるので、割と進んでいるのかなと思います。実際これで成果が出れば一番良いと思いますし、出るようには行政のほうも努力していただきたいと思います。

最初の質問にもあるように、条例とか要綱、適正な運用で、笠置のためにより良い活動ができるようなことを期待して、質問を終わります。

議長（杉岡義信君） これで西昭夫君の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩とします。

休 憩 午前11時47分

再 開 午後 0時59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

3番議員、向出健君の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

質問通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

まず1つ目の大きな項目として、過疎地域など集落ネットワーク圏形成支援事業についてお聞きをいたします。

さきにもこの問題で、返還金の関係で補正予算が可決をされました。この事業は2016年度の総務省の支援事業となっています。この件については、既に町職員が書類送検をされている。そして先ほどありましたように、総務省から返還の文書が届いていると、そういう状況であります。

そこでまず、何点かこの問題、この事業に関わってのことで質問させていただきたいと思っております。

まず1つ目に、笠置クリエイツ、笠置町が委託をしたデザイン会議、そしてそのデザイン会議が再委託をした先の団体ですけれども、笠置クリエイツの所在地の移転をめぐる問題について若干お聞きをしたいと思っております。

こちらの所在地、建物については当初は所有者の方から町に寄附をする意向が示されていたというふうに聞いております。そして交渉にも応じてきたということをお聞きしておりますけれども、当町としては、当初寄附の交渉に応じてきたその理由をどのように活用しようとしてきたのか、どのような中でその寄附を受入れをしようとしているのか、そのあたりについてお聞きをしたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

経緯ということでございます。当時、所有者の方から空き家の活用というお話がございました。当時の担当及び課長のほうで面談をさせていただきました。その中で、一部その建物、また建物に付随するような農地等がございまして、そのあたりで移住・定住用の空き家の活用としては、ちょっと進みにくいなということのお話で、その時点ではその所有の物件の活用というところのお話は一旦途絶えたというふうに確認しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、所有者の方は移住・定住の空き家の活用という形で提案されていたと、そういう認識でよろしいのでしょうか。それとも、一般的に空き家としてあるので、何らかの活用をしてほしいと、そういうふうに希望なり、意向が示されていたのか、その点について、

要するに借家なり住む場所として、そういう場所として提供を考慮しておられたのか、もっと幅広いまちづくりの事業として活用というところを含めての話があったのか、その点お伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） 向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

当初、経緯の話の流れから申しますと、当初は移住・定住の空き家を移住者の方、居宅として活用するという話がまず最初にございました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それでもう一方、笠置クリエイツのほうからも月例定期監査の会議録を見ますと、相談があったような話が出ていますが、笠置クリエイツのほうからもどこか、この場所ということではないですが、どこかあいてないかということで相談を受けたということはあるのか確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

一旦そのまま空き家というお話がありまして、次に、町内の空き家の活用等の話の中で、当初この当該団体が活動拠点ということで場所を探しているという相談がございました。その中で、空き家の活用、町内のまちづくりの団体というところで場所の提供というものはさせていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

もう一度、ちょっとよく分からなかったのでお聞きしたいんですけども、要するに今現在、笠置クリエイツがある所在地について、笠置クリエイツから相談があったときに、そこを紹介されたということでもいいのか、それとも幾つか紹介した中であつたのか、どういう形で進められてきたのかと、要するに相談があつて、どういうふう回答されて、今ある場所を直接こういうところがありますということで回答されたのか、確認をしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさ

せていただきます。

当時、空き家の物件というものが数件ありました。その中でこちらのほうを御紹介させていただき、最終的に当該団体のほうで場所を選定された、その場所に決められたという経緯がございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

そうしますと、現在笠置クリエイツがある所在地、建物については町として相談を受けて紹介はしたと。笠置クリエイツのほうでその場所に決められたということですね。

それで、お聞きしたいのは、所有者の方側から町に寄附をしていると。この個人の方とこの代表の方とやりとりはしてませんということはお話としてお聞きはしたわけです。事実関係としては、今言われたような内容であったとしても、現実に町に寄附したという認識を持たれているということは、町が交渉の経緯として一旦寄附の相談は受けてきたということがある中で、何らかの錯誤なり、ちょっと間違っただけの認識をその所有者の方に持たれてしまっているというか、与えてしまっているということがあるのではないかと。

もしそうだとすれば、やはり何らかのことでもう一度きちっと、要するに民衆の間のことだというふうな役場としてはなるんだということでしたけれども、このままそこは個人個人の関係だから関係ないという立場ではなくて、もう一度きちっとその経過なり、所有者の方も含めてきちっと話していくべきではないかなというふうに考えますが、いかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

この経過に関しましては、先ほど担当課長が経過を端的に申し上げたとおりでございますが、現在、元の所有者の方が事実と違う、自分は町に寄附したものだけれども、実態が違うということで、これはどういうことなんだということを疑問に思っておられるとしたら、町としてやはり元の所有者の考えといったものをやっぱりしっかりお聞きしなければならないだろうと、そう思います。そして問題がどう解決できるかに関しましては、今、答えを持ち合わせておりませんが、現状所有権が移転をしているという、その移転先の方に対しても所有者の御意向というものをお伝えさせていただきながら、問題解決ができるかどうかについて真摯な対応をお願いしたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

登記のほうも見させていただきまして、確かに現実に所有者の移転が行われているということで確認はさせていただいています。答弁の中にもありましたけれども、当初は居住、住むところとして提供したいという意向が示されて、所有者の方も言われていて、少しお話を前に聞きましたけれども、町に寄附したと、実際言われているんですね、主張されているということの中で、笠置クリエイツの代表の方とは直接やりとりしないんだということと言われている中で、もともと居住で寄附しようとしていたのに、1団体に現実に所有権が移転しているというのは、かなり普通なら不自然であり、やっぱりどうなっているのかと疑問を持つところではあるわけですね。

所有権移転となりますと、元の所有者の方にも当然確認の作業が入るはずで、そうすると所有者の方の認識として、この個人の方に移転したと普通は認識された上で移転が行われるはずなんですけれども、そこはもちろんその団体の方と所有者の方との間の契約ではありますけれども、今言ったように、やはり寄附という相談があつて、もう一方、クリエイツのほうにも相談で紹介をしたという、町もある程度関わっている中で、所有者の方も町に寄附したという認識を持たれているという中では、やはりこの経緯を全く民民の話だということで、関係なしということではなくて、やはりきちっと対応していくべきじゃないかと。

もし仮に本来の意図と違うことであれば、何らかの形でやはり正していかなければいけないことも出てくるのではないかと。その点でお聞きをしているんですけれども、最後この点について答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問、そして私が先ほど申し上げましたことに関しての追加の答弁ということになりますけれども、やはり元の所有者の方にどういう経過であったのかということ当事者としてどう認識されておられたのか、しっかりとお話を聞かせていただく必要があらうかと思っております。

所有権が移転するということにつきましては、所有者の当然了解がなければできないことなので、どうやってそういうようなことになってしまったのかも含めて、所有者がどういふふうに関わっておられて、どんなふうに関わったのか、例えば誰と会ってどういう話をされたのかといったことも含めて、お話を伺いさせていただく必要があらうかと思っております。

その上で、現在の所有者に関しまして、元の所有者のお話がこうであったということをお伝えさせていただき、その認識のもし大きな違いがあったとしたら、それをどのように解決できるのかにつきましては、やはり町としても当初一定の関わりがあったというところから

避けて通れない問題であると考えておりますので、誠実に対応していく必要があると思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

私もこの経過について、もちろん細かい契約上の問題であるとか、実際どのような手続で行われてきたのかとかということまではもちろん確認をしておりませんから、何かこれが事件であるとか、問題であるとか、断定できるということではありません。だけれども、実際に食い違いが起きており、こういうことがありますから、ぜひ経過をきちっと調べていただいて、やはり町として住民の方のこともありますから、対応いただきたいというのがこの質問の趣旨なので、きちっとお願いをしたいと。

契約書なり、どのように移転手続が行われたかということも民民の間ということで、ちょっと以前聞いたときには言われて、余り対応いただけないような回答もあったわけですがけれども、そういう立場ではなくて、やはりある程度まで踏み込んで経過を確認いただきたいということです。そこをお願いをして、このクリエイツのことについては、このあたりで今回は閉じさせていただきたいと思います。

次に、本事業の中身についての質問に移りたいと思います。

今回、返還ということもあり、職員が書類送検をされるという事態も起きている中で、総務省のほうは、要するに未実施の事業があつて不適切だと指摘があると。そして管理義務、注意義務を怠っているということで、町にもそう指摘をしているということがあります。

そこで、まずお聞きをしたいのは、計画時点でこれは達成できるとかというところをどのように判断されたのか。現実に未実施だったわけですから、例えば体制であるとか、資金力であるとか、いろんな人材であるとか、人間関係、そういうところでこの実施ができると判断した基準、それなりのどういうものでできると判断したのかお聞かせをいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

計画の実行性ということで、申請段階になります。半年を過ぎて期間的に短い中でございましたが、団体を中心に協力機関の連携を鑑み、事業の実施が可能であるということで、実行性というところを判断させていただきました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

しかし、ところが実際には未実施だったというのが現状だということですね。そうしますと、この未実施になってしまった理由というのはどのあたりにあったのか。当町としては未実施になってしまった理由、こういう事態になった理由というのは、どのようにつかんでおられるのか、考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） この事業、1,900万円の事業でございました。これが交付決定されたのが年末、12月にかかった頃だと思っております。そういう短い期間の中で、この事業を本当にやり切れるのかどうかということも、私も不安を感じていたところでございますけれども、実際事業に当たっていただく課や、またそのグループは、必ずこれはやり切ると、笠置にとってこの4つの課題というのは、本当に喫緊に解決をしていかなきゃならない大切な取組ですので、必ずやり切りたい、やらせてくださいという強い思いをお聞きして、ゴーサインを出したところでございます。

ところが、やはり3か月少しという期間の中で、たくさんの事業が実際にこなしきれなかったということが起こってしまったということでございます。そういう中でのきちんとした指導が私もできなかったことにつきましては、本当に申し訳なく思っております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今の答弁ですけれども、結果としてできなかったというふうに言われましたけれども、それは現実実績報告書、総務省はその中身については未実施のものがあると、それにもかかわらずしたと書いているというところで、不適切であるということ判断をされていると思いますが、そういう認識で本当に正しいんでしょうかということなんです。

つまり何らかの、まあ期間が短かったとか、あれこれ言われますけれども、この事態は要するに結果的に人が足りないとか、何らかのことでちょっと準備がうまくいかなかったとか、そういう問題が本質なのではなくて、あくまで現に未実施だった、しかし実施したかのよう現実に記載しているわけですね、実績報告書には。そのことが問題だというふうに思うわけです。

これは、要するにたまたまではなくて、誰かが意図的に事後か事前かは分かりません。事前に不正を行おうというふうになったとは断定はできませんけれども、少なくとも事業報告

をした段階というのは、もう意図が入っているというふうに思うわけですね。これは結果ではなくて、意図的にやっているということだというふうに考えますが、町としてはそのあたりについて、どういうふうに判断をされているのか答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。現在の町としての認識ということでお答えをさせていただければと思っております。

御指摘のとおり、事業の実績報告書がやはり実際に実施していないものを含めて実施したかのように偽って提出をしたというのは、これは事実でございます。これは当然あってはならないことであって、そういう虚偽の実績報告を提出したこと自体、大変な、大きな法令違反であると考えているところでございます。

町の現在の認識は、そういうところでございますし、当然そういったことがなぜ起こったのかに関しまして、いろいろと考察するところはあるわけでございますが、やはり事業実施されたところに対して、日常的に状況を把握するなど、近くでやっていたわけですから、何らかの手だてを講じて、複数の関係者が複数の目でチェックをしていくなどして、こういう異常な状況を是正する手だてがやはり講じられなかったのかなというようなことも思うわけでございます。

現在の認識としては、実績報告が偽りのものとして提出されたことについては、大変遺憾であると考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この件に関わりまして、いわゆる月例定期監査の会議録等も読ませていただきました。その中では、やはり書類がきちっと添付すべきものがされていない、提出されるべきものがされていない旨の指摘も見られました。しかし、お聞きしたいのは、町からも総務省に対して当然実績報告書という形で最終上げているということの中で、なぜそのように書類が十分でないと分かっていたにもかかわらず、これをやったことだということで実績報告書を上げられたのか、どのように考えてそういうふうにしたのか、これは大変な問題だというふうに思いますので答えていただきたいんです。

この問題は、要するに今回、監査の中で書類の不備が多々発見されて、それで総務省の検査も行われて発覚をしたわけですね。もし発覚をしなければ、そのまま取り込んでいた、お金を実際使ってもいない、未実施の事業があるにもかかわらず税金を取り込むということに

なるということなんです。だから大変な問題なわけですね。発覚したから返すということで、今はとりあえず金銭的な損失については業者が負っていく、直接責任を持っている側が負うということにはなっていますけれども、本当に大変なことなんだと認識を持っていただきたいと思っています。

そこで、今の質問ですが、なぜ書類が不十分なのにもかかわらず、実績報告書を上げられたのかお聞きをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますけれども、その御質問にお答えする前に、向出議員が発言された内容について、私どもの認識を少し述べさせていただきます。

私どもは、この問題を見過ごして、そのまま経過すればよいという立場を取っていたわけではございません。監査でしっかりと監査をしていただき、その結果、やはり解明できないところがある、行政の限界の中でどうしても捜査という警察の協力をなくしては最終的に真相が解明できないという事態に陥りまして、引き続き警察の協力を得ながら、刑事告発という手段を用い、真相解明に御協力いただき、我々もその警察の捜査には全面的に協力してきたということで、決してうやむやにしようということで行政が怠慢をしていたということではございません。そこはしっかりと認識をしていただきたいと思っております。

そして、質問の中身に関しまして、どうしてそういう虚偽のものが実績報告として出ていったのかについては、やはり虚偽の内容であるかどうかということ審査できなかった、チェックをやはり怠っていたということに尽きると考えております。

笠置町の補助金交付要綱に関しましても、実績報告書をちゃんと確認するということが書かれております。その内容を確認するという作業を怠っており、意図的かどうか分かりませんが、やはり偽りというふうに言われております実績報告がそのまま上がってしまい、提出されたということについては、庁内のそういう事務のチェックを行うという作業の中でこれが見過ごされたというのが大きな原因であろうと思っております。

もちろんそういうふうになされたかどうかについては、最終的に捜査機関の最終判断を待たなければなりませんけれども、現実、虚偽の申請が上がったということがそのままスルーしたことにしましては、チェック体制が機能しなかった、決裁権者における決裁がやはりそういったところまで及んでなかったというのが、根本的な原因の中にあるかと思っております。これは大きな教訓として今後事務事業の改善につなげていきたいと考えてお

りますので、どうかよろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

お聞きしたいのは、書類送検された事実がある。もちろん詳細については知らされていないので、町としてはその理由について、内容については知り得ないということでした。しかし一方で、新聞記事等では水増しをして報告したのではないかという中身で報道がされていました。

それで思いますのは、いわゆる虚偽とされる報告書を上げずに、その前の段階で書類がおかしい、十分ではないという段階で止めていれば、この書類送検という事態も避けられた可能性があったのではないか。逆に言えば、書類送検される事態に至る理由が、この件以外になかなか見当たらないように私は思うわけです。少なくとも一つの要素として、そういう書類送検に至らないようにできた可能性があるのではないかという、そういう意識も持っているわけです。

それで、ここまでの事件になる前に、例えば総務省の立入検査が行われる前に、行われるという事態を避けることも、少なくともこれについては報告書の段階で止めていて、おかしいというので、これでは認められませんということになっていれば、少なくともその事態は避けられた、総務省と町との信頼関係の中では、こういう事態を避けることはできたんじゃないかということはあると思うわけですね。

なので、その以後、問題があり監査の中でなかなか解明できなくて、警察のほうにも協力を申し出て、捜査してくださいということでやられたということはわかるんですが、やはりその前の段階でもっと事態をここまで大きくならないようにできたはずだということを指摘しているわけです。だからこそ問題視しているわけですね。

なので、真相解明に後ろ向きじゃないと言うのも、それはそうなんでしょうけれども、そこを全面に出されるのではなくて、やっぱり入り口、出口がありますが、入り口の段階ではなかなか発見できなくても、実績報告という部分で、出口の部分ですよね。最後のところのとりで止めていれば、こんな事態にならなかったんじゃないかということです。だからその認識をもう一度きちっとしていただきたいんです。なので、再度この点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 向出議員の御質問、御指摘でございますが、基本的には向出議員が御

指摘されているとおりに思います。やはり実績報告といったものが本当に実績たる内容であるかどうかといったようなものを、審査、チェックをしておれば、こういった問題は防げたというふうに思っております。

それができなかったのはなぜかということについては、いろいろと真相解明にはまだ少し時間がかかるんだと思いますが、一般的に考えられるのは、やはりこういった大きな事業が短期間のうちに行われておりながら、実際に本当にこういったものができたんだろうかという、そういう目利きといいますか、長く行政に勤めておれば多少違和感を感じるというようなものがあります。そういった勘というんですかね、職人の勘というんですか、行政マンも職人ですので、そういった勘の中でピンと来れば、本件、実績報告をめぐるということも可能であったかも分かりません。が当時、そういった目利きが及ばなかった、そういう人材がいなかったというところが一つは原因であったのだろうと思っております。

実績報告の段階で国に出す前にきちっとチェックをしておれば、係る事態は防げたというのは、私も同じ認識でおります。

そして、引き続きこれに関する真相については、やはり我々は明らかにできなかったことというのが、現在検察庁に処理、送致され、検察の判断、そしてその次の展開もあるかも分かりませんが、そういった中で明らかにしていただけるよう協力を引き続きさせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

繰り返しになりますけれども、住民の皆さんの目もありますから、きちっと再度質問させていただきたいんですが、1つは言われたとおり、入り口の段階で事業計画の段階でこれ本当にできるのかというチェック体制、そのあたりの強化、本当に判断の能力、どういう書類によって判断すべきかということがあるとはもちろん思います。そこはそことしてきちっとやっていくべきだと。

それで、結果として、計画が実行できないということは避けるべきことではあります、場合によってはいろんな事情、やむを得ない事情でそういうことも起こることはあると思うわけですね。しかし今回の件は、実際に、まあ何度も言いますが、実績報告書が事実と違う内容のものが提出された。これは不可抗力であつたりとか、何かの事情ということではなくて、後から作作的にされているという点なんですね。

先ほどから言われているように、警察の捜査が入って、もちろんこれも犯罪に関わって捜

査ということで入っていますから、もちろん犯罪に関わって警察の捜査の結果を待つということはもちろんあると思います。それから総務省の立入検査等も、総務省としては補助対象が適正やったかという観点、返還に値するかどうかという観点からされたと思いますが、やはり当町として、これは意図的にどこかでされているはずなので、最終的には誰がこういうことを考え、やってしまったのか。結果として出ていますから、真相解明の点でこの点を明らかにしていかなければいけないのではないかと。単なるミスや失敗ということとは違う段階の次元のものが入っているというふうに思うんですね。

だからこそ、この問題を上げさせていただいているわけで、そして監査の中でもずっと監査委員の方も努力をしていただきまして、しかし確かに書類が出て来ないという話が多々あったということが明らかになっています。そんな中で、明らかになっていないということなので、最後ですけれども、きちっと真相解明をするということの町の決意というところを示していただきたいということです。

先ほど、もちろんうやむやにはしない、解明するとは言いましたが、何度も言いますように、意図的にこのようなことがされた部分が入っているということは、やっぱり重く受け止めて、その部分についての解明を徹底していただきたいということで質問をさせていただきたい。答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございます。

当然、真相解明には町として最大限の努力は払う。そして真相解明に私たちだけの力で及ばないところが既に動いておりますので、そこの捜査といいますか、解明に係る様々な作業には全面的に協力をし、真相解明に努力をする、そういうことによって、どこに問題点があったのか、何を今後はやはりきちっと注意していけばいいのか明らかになってくる。

そして、町民の方々にもやはり町がうやむやにせずに、真相解明に努力して、そしてこうであったということの説明を恐らく求められているだろうと思っておりますし、本件に関わって様々な御迷惑やいろいろと御心配をおかけした関係者にもしっかりと説明ができて、安心していただけるのではないかと思っておりますので、改めて真相解明には力を入れて努力をするということを表明させていただきます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

それとですね、再発防止策ということで、まだまだ解明されていない部分が多々ある中で

すが、再発防止という観点から少しお聞きをしたいことがあります。監査の議事録等を読ませていただくと、笠置デザイン会議との間では、請書はあるけれども、明確な契約書がない旨の答弁等もみられたわけですけれども、そういう点の問題。

それから、確かに笠置クリエイツのほうからいろいろ書類が出されないものが多々あるということで、求めているけれども出てこない、そういった内容のものが見られました。

それで、今後の対応として、もちろん十分な書類がない中でやってしまったという結果がありますから、それ以前の問題も多々あるわけですけれども、例えば事業実施に当たって、保険に入ったりとか、様々な手続をするとか、その関係の添付書類、コピーの写し等を頂くとか、そういう細かい対応も含めて、今後再発防止をしていかなければいけないのではないかとこのように考えますし、議事録を読んでもそのように思いました。

それで、この点について、今回はそれとは違う次元で十分な書類がない中で作っていますから、以前の問題もありますが、今後このようなことが起きないように、そうした細かい点も含めてどのように対応されていくのか、考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の件に関して、同様のことが起こらないようにということで、どういうふうに再発防止ができるのかでございますが、先ほども西議員の質問にありますように、笠置町も補助金交付要綱というのをしっかり持っております。それに基づき、やはりしっかりと事務をやっていくというのがまず根本的に必要なことであります。

既にそこはやってはいただいているんですけども、実施の段階で本当に実施できるのかどうかについて事業者としっかりとコミュニケーションを図って、そのあたりの実効性というものを確認するとか、事業の途中において事業者に対して、現在どのように進捗されていますかというようなことをお聞きするなどして、本当に事業が行われている、あるいは行われている現場に足を運び確認するといったようなことも事業の内容によっては必要であろうと考えております。

そして最後、やはり実績報告が出てきたときに、事業者から実績報告の文書だけでなく、内容を確認するためにヒアリングを行うなど、フェースツーフェースの中でしっかり話を聞き、疑問に思ったところは現場に赴くなどして、その提出された書類の内容が確かなものであるかどうかというものを確認するなど、そういったことも必要じゃないかと考えております。

それをどの程度できるのか、あるいは全部の事業に関して行うのかどうかというところも  
ございます。ですから、こういうこの類と言ったら悪いんですけども、こういうような類  
似の事業に関しては、より注意をしていかなければならないというのは、本当に今回大きな  
教訓であったと考えておりますので、補助金交付要綱を基にした、その的確な運営とい  
いますか、それにまずは全力を傾けていく。必要に応じて、先ほど申し上げましたような行動  
を逐次とっていくということで、再発防止を徹底したいと考えております。以上でございま  
す。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

時間的な制限もありますから、これで最後にしたいと思っておりますけれども、経過の中で、先  
ほども委託事業だからと言って、町は委託先には関係ないというような御答弁等々も聞かれ  
ましたけれども、今回、要するにデザイン会議から委託し、さらに再委託しという形になっ  
ています。そうした委託先、今回でいくと笠置クリエイツの先には2社あるということで聞  
きますけれども、そのあたりの例えばメンバーの構成であるとか、事情であるとかいうこと  
もつかんでおられたのか。

これはやはり事業を進めていく中で、本当に事業実施がちゃんとされてきているのか。ど  
ういう方たちが事業実施に当たっているのかという、つかむということも大事な点ですので、  
その点も確認して御答弁をいただきたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問でございますが、やはり事業が確実に交  
付の目的を達成するために、そういうできる団体であるのか、そういう組織、あるいは人員  
がいるのかどうかというのは、やはり最低限調べる必要があると思っております。

今回も書面上、そういうふうなものというのは出されていたように思いますが、やは  
り実働的にそういった方々が実際に交付の目的を達成するために活動できる方々であるか  
どうか、幽霊会員でないかどうかといったようなことも含めて、改めてチェックをしてい  
かなければならないだろうと思っておりますので、十分そういったところも留意をさせてい  
だきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題につきましては、不適切な事務処理があったという時点において、処分をする、

町長、副町長の給料カットもすると、その時点においては、私の認識自体はあくまでも本来交付決定すべき手続をせずに交付金を出したと、行政の手続があったという以上のものではなかったわけです。

ところがこういう事態を受けて、書類送検、それと返還命令を受けるという事態に至りまして、いろいろ確認していただくと、やはり重大な事件があったと、問題があったというふうに判断せざるを得ないというふうに認識も今ははっきりと変わっています。

ぜひこの問題は、しっかりと取り組んで、私自身も調べられる範囲や、情報収集できる範囲ではさらに勉強させていただきまして、問題に当たってのいろんな対策等も考えていきたいと思っています。

時間もありますので、次の大きな2つ目の項目について移りたいと思います。

2つ目の問題として、防災対策についてですが、何点か少し具体的な話を取り上げさせていただきます。

1つは、いわゆる社協のほうに所有をされています福祉車両ですね。障害者の方の車椅子等々も乗せることができる車両について、緊急時等には消防団も使えるような形で、例えば鍵の管理等の問題、いろいろ様々な問題、保険の関係の問題、周辺の問題、様々あると思うんですけども、そういったときに、消防団も使えるようにしていくべきじゃないでしょうか。そのあたりで消防団とも協議をいただきまして、いろいろ対応いただきたいということで、当町の考えをお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

緊急時の福祉車両を消防団にも使用できるようにということで、社会福祉協議会とは平成31年3月28日付で笠置町と社会福祉協議会との間で、災害時等における福祉車両及び福祉用具の提供に関する協定のほうを締結させていただいております。

今のところ、笠置町と社会福祉協議会ということですので、必要に応じて消防団も使えるようにできるかというところをまた社会福祉協議会と調整をさせていただきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

先ほども言いましたように、鍵の管理をどうするかとか、保険の関係なども出てきます。さらに緊急時とはどういう場合に貸し出すのかという条件づけであったりとか、様々な議論

がもちろん要りますので、ぜひ協議を進めていただきたいというふうに思っています。

それで次に、以前にも取り上げさせていただきましたが、消火栓のことについてお聞きをしたいと思います。以前も質問に取り上げさせていただきましたが、いわゆる今の消火栓というのは地面に設置されている形のもので、これ大変蓋が重かったりして、いざというときになかなか迅速に使いづらいのではないかと。

それで、地上式と言われる地上に出ている形の消火栓ですね。それであれば比較的簡単に、簡易に使用できるのではないかと、スムーズに作業も早くできるのではないかとということで、以前質問させていただいたんですけれども、そういう設置しているところもありますし、ぜひ笠置町でもいろいろ場所の問題があると以前はお聞きもしました。財源のこともあるということでしたけれども、少しずつでも、やはりいざというときのために設置をしているわけですから、地上式というものも検討いただいて、ぜひ進めていただきたいと思います、この点についていかがでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前、向出議員から御質問いただいたときにも回答といいますか、答弁があったかと思えますけれども、やっぱり当町は地下式の消火栓がほとんどであると。それはやっぱり道路の幅員が狭いということもあったり、人や車の通行に支障があるのではないかとということで、そういったことがあったのかなというふうに考えております。

議員おっしゃるように、やっぱり地上式のほうがということもありますので、やっぱり更新の際には、できる、できないは、それぞれまた検討はしていかなければいけないんだろうかなと思えますけれども、地下式、地上式を含めて、検討の材料等はしていきたいなというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ぜひ検討をお願いいたします。

時間が余りなくなってきたようですので、質問については端的にしたいと思いますが、ホース格納ボックスについて、一部不適切と思われる場所、例えば蓋のついていない溝の上に設置されているものが見受けられたりもありました。

そこで、全体のホース格納、いわゆる消火栓用のホースが入っている格納ボックスについて、やはり見直していただいて、不適切なものがあれば対応いただきたいと思います。いか

がでしょうか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、ホース格納ボックスということで、そういった不適切なものがあるのではないかというようなお話があった場合には、今でも担当の者が現地を確認して対応させていただいております。

また該当箇所があれば、後でも教えていただけたら、現地のほう確認させていただきたいなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

実は1か所、以前にお願いをしておいたんですが、何の対応もなかったということがありましてね、そこでちょっとお聞きをし、この際、全体を見直して、要するに住民の方の情報待ちではなくて、やはり一度点検いただいて、ここは良くない、不自然な体勢でないと使えないとか、迅速に取り出せない状況にあるとか、そういうのを判断いただきたいという意味で質問させていただきました。

この点については、当然個別にあれば対応するということでしたけれども、そういう点で質問してますので、その点について住民の情報待ちではなくてというところでどうか、答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前、そういった要望といいますか、お話を頂いて適切に対応していなかったということであれば申し訳なく思っております。設置の際には、いろいろ近隣の方であったりとか、移動、調整させていただきながら設置に関してはしているのかなと思っておりますけれども、その後いろいろな中で不適切な状況にあるのであれば、こちらとしても点検をしていきたいなと考えております。よろしく願いします。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

また対応、お願いしたいと思っています。

それでもう一つ、防災の問題で上げているんですが、時間の関係もありまして、ちょっと最後、この点についてはまた別の機会にということだけさせていただきたいと思うんです。

最後の3つ目の問題として、いこいの館の指定管理料の返還についてお聞きをしたいと思  
います。

前の、去年の8月いっぱい指定管理を受けた業者の方が撤退をされまして、  
1,200万円の指定管理料のうち約700万円が未返還の状態であるということで、ずっ  
とお聞きをしておりますけれども、今その返還金について、未返還の分についてはどうなっ  
ているのか、まず現状をお聞きしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさ  
せていただきます。

いこいの館の指定管理料の返還、現状につきましては、昨日時点、今現在請求しておりま  
す返還金についての入金はございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

この問題については、12月の末ごろにも連絡を取らせていただいて、急ぐようにという  
ことで、直接やりとりもさせていただきましたけれども、いまだに返ってないということ  
ですね。もう年度をまたぐ時期に来ると。やはりそれまでにはきちっと返していただくとい  
うことが必要になってくるんじゃないでしょうか。

そこで、先方はどのように言っているのか。返すという約束をしているのかどうか。

それと、期限を切って、要するに期限を切らなければ、まだ返ってません、いや、もう少  
し待ってくださいということで、ずっと期間がいつまでも延びてしまって、返金が遅れてい  
くんではないか。その点についてお伺いをしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員のいこいの館の指定管理料返還の問題に関しまし  
て、期限を決めて向こうのほうに請求すべきではないかということで御質問いただきました。

まあ、おっしゃるとおりでございます、一定、年度末までの間、短かございます。私ど  
ももこれをどのように回収できるかについては、単なる郵便書留で送致するだけではなく、  
直接対応するであるとか、弁護士を交えて交渉するとか、いろんな手を考えていかなければ  
ならないと考えております。

今は、行政の窓口一本やりでという話ですけれども、単純に解決できると思いません。先  
方からも返します、あるいは返しませんとも何の返事も無いわけでございますので、専門家

と相談しながら期限を決めることも含めて、どういうふうにこれが回収できるかを具体的に検討させていただければと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

去年の9月1日からは撤退して、温浴部門、飲食部門等やっていないということですね。そのときから数えれば5か月目に入っていると。もちろん年度末、年始入っていますから、それより実質的に設けた時間は短いとは思いますが、5か月たってまだお話もできていない、相手の意向も確認できていない、これは大変ちょっと問題があるのではないかと。

例えばですけれども、相手の方の会社がありますから、そこにお伺いするとか、何らかの形を取れなかったのかとか、そういう努力をされたのか、そこを確認したいということと、期限もいまだに言われますが、裁判なり、訴訟なり、そういう手続に入るにしても、期限を切らないとまた返事がなかった、何度も言いますが、そういう形になって、いつまでも手続に入っていけない、具体的なことができないということになると思うんですね。その点について再度もう少し明確な形での答弁をお願いいたします。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの御質問でございますが、先方に対して話し合いの場を持ちたい、面談の日程を設定してほしいという話は何度もさせていただいております。その都度先方からの返事は、本件に関して、自分たちは弁護士に預けている問題なので、弁護士を通してでないで直接のやりとりはできませんというお返事で、いまだに実現に至っておりません。弁護士を通す方法というのがいかなる方法なのか、我がほうの弁護士にもやはり相談をかけ、弁護士同士の対話の中でその糸口を見つけていくというのも方法であると考えております。

現状、直接お会いして交渉はできておりませんが、私どもの意図に関しましては、郵便であり、メールであり、いろんな方法においてお伝えさせていただき、先方からその回答に関しては、現在のところ、お会いして交渉できませんということが続いております。それを放置するということではできませんので、専門家に早急に相談させていただいて、どういう手だてが講じられるのか、結論を出していきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 対応が大変遅いというふうに感じます。

それとですね、これはあくまでも返さなきゃいけないはずのお金なわけですね。あくまで、

それはもちろんのことですが。その上で「弁護士を」と相手が言われたとしても、こちらとしては、例えばこの期限を切って、そうでなければ訴訟の手続に入るであるとか、こういう手段を取らせていただくというものを例えば送付すれば、相手は反応せざるを得ないのではないかと。

このままでいくと、こちらが動いて弁護士を通してきちっと手続を踏まない限りは、なかなか話に応じない、そういう形になっていますね。それも違うのではないかと。やはり強い姿勢で、相手から動かざるを得ないような形を持っていくと。

もちろん、相手を刑事告訴するとかいう段階ということではないかもしれませんが、現実にもともと税金であるお金のことで、相手の対応というのは不誠実というふうに答弁の中では感じます。そういう強い態度を持って臨んでいただきたい。もう時間がないので、最後これについて答弁を求めて終わります。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 今の御質問でございますが、強いというふうな意味合いになるかどうか分かりませんが、やはり法にのっとるといいますか、先方が未払いであるということとを前提に私どもが取れる手段を講じ、向こうのほうにそれに応じていただけるよう努力を続けるというふうにさせていただきたいと思っております。

会える、会えないということの現状をどう打開できるかに関しましては、またいろいろな方法を考えられると思っておりますので、決してこれに関してあきらめているわけではなく、強いかどうかということではなくて、やはり適切に先方に意思が到達し、先方の意思がこちら側に返ってくるような方法をしっかりと専門家と検討した上で取らせていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで向出健君の一般質問を終わります。

続いて、4番議員、田中良三君の発言を許します。田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

水道事業についてお聞きします。水道事業は、市町村が独立採算で運営するのが原則で、老朽化、人口減少に伴う収益悪化により安定的な継続が限界に近づいてあるのが現状です。

笠置町の水道事業はいつから始まりましたか。老水道管の現在の状況は。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

御質問の中身につきましては、水道事業はいつから始まったかということと、老水道管の

現在の状況という2点でございます。

まず初めに、水道事業はいつ始まったかということでございます。

本町の水道事業は、昭和29年3月に笠置簡易水道の創設認可を受けまして、昭和30年4月より給水を行っております。昭和46年4月には有市簡易水道が、平成6年4月から東部簡易水道の給水を開始いたしました。

また、平成12年度からの笠置簡易水道水道拡張改良工事によりまして、平成15年4月から切山地区への給水が開始され、最後に平成17年4月に飛鳥路飲料水供給施設の給水を開始しており、笠置町全域に水道施設の設置を完了いたしまして、給水普及率100%としております。

次に、老水道管の現在の状況でございます。

笠置町内で最も古い水道管は、平成元年に布設替えされた水道管でございます。水道管の耐用年数は40年と基準でされております。したがって、経過年数は31年ということになります。

そのほかの管路につきましては、平成12年の布設替えや平成15年、17年に新設等を行いましたので、耐用年数を超える水道管は当町にはございません。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今ので聞いたら、耐震の適合率は、ほぼまだ40年が経過してないのが多いということですね。残っているのもあるかしらんけど。40年以前のもはやっぱりありますか。

（「ほぼないです」と言う者あり）

4番（田中良三君） 多分、全国平均、2017年やったら38.7%が、全国平均で耐震、兵庫県とか東北のほうの震災があったところがたくさんされているので、京都の場合は19.9%しかないのが分かっているんですけども、どういふのかな、その耐震管に敷替えるという、そういうのはまだ計画はやっぱりありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほど言わせていただいたのは、あくまでも老水管、古い管でございまして、通常の水道管というのは、HIVP管ですとかポリエチレン管ですか、そういったものを使ってやっております。今おっしゃっています耐震管というのがございまして、耐震管につきまして先ほど38.7%、全国平均のことを言われました。これは水道管の耐震適合率のことでございます。

まして、水道管の耐震装備の対応率のことをございます。耐震管ですとか、通常のH I V P管であっても、地震の際に継ぎ目で接合部分が離脱しない構造となった離脱防止装置が設置されているものは耐震適合管とされておまして、その率のことをございます。

以上のことを踏まえまして、本町の水道管の耐震適合率というのは32.35%ということになっております。なお、議員今、適合率の全国平均38.7%というふうにおっしゃいました。これは厚生労働省が公開しております数字ではございます。これは給水人口5,000人以上の上水道事業者に限っての適合率でございます。本町のような簡易水道事業者、これは5,000人以下の受益者といいますか、そういったところの簡易水道事業者は含まれておらないというような数字でございまして、ちょっと比較にはなっていないのかなと思います。しかしながら、本町の耐震適合率というのは32.35%ということになっております。

また、水道耐震管への布設替えということをございますけれども、現に水道管の布設替えというのには、かなりの費用がかかってまいります。ましてやそれを耐震管に替えるということになりますと、耐震管自身高価なものになりますので、そういった面で財政面とか、先ほどもおっしゃいましたように、水道事業というのは独立採算、皆さんの水道料金を頂いた中で行っているものでございます。そういった布設替えというのには、多くの予算が必要になってまいりますので、やっぱり今後の財政面等十分考慮した上で、そういったことは考えていかなければならん。

当然次回の布設替えの時期には、そういう耐震管をどうしていくかということは当然考えていかなければならないと思うんですけれども、そういった意味でも慎重に対応を検討していきたいというふうにございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） その5,000人以上でなかったらというのがやっぱりネックになるわけですね。ネックになるというより、言葉の言い方悪いけど、水道事業に関しての5,000人以上であったらとか、そういう計画性は、ただ私、思うんですけれども、水道管というのは、常時普通は20年、30年の時が来たら替えるのが普通違うんですか。40年というのが出てるけど、初めの計画やったら30年ぐらいでしてるところって、どこやったかな、兵庫県のほうかな、あそこら辺は30年以上と言うて、酒どころのあそこら辺の水道管は30年という計画でというのを聞いたことがあるんですけれども、笠置町の場合はやっぱり計画性が、何年で替えるとかいう計画性が確定されてないわけですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

笠置町では、大きな水道の更新計画というのは、今策定はないわけではございますが、今、お話しさせてもろうてます水道管の耐用年数40年というのは、これはもう水道管の基準耐用年数となっております。

したがって、40年というのは笠置町といいますか、本町が勝手に決めた数字ではございませんし、当然メーカーも推奨している年数ではございます。中には、40年を超えて運用している水道事業者も現にあるところでございます。ですから、笠置町の水道管については、十分対応していけるのではないかとこのように考えています。

また、本町の水道水、ちょっと参考に聞いていただきたいんですが、有収率というのがございます。これは平成30年度末で91.05%でございます。この有収率といいますのは、浄水場で作った水が水道料金に変わっているものを計る率でございます。全国平均では73.77%となっております、このことから町内の水道管の漏水等がなく正常に稼働して作られたものが、正常に皆さんの家庭にいき、使用料金として反映されているという数字でございます。

そういった意味からも、現状としましては、水道管は安全にといいますか、順調に稼働しているものという認識をしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

続きまして、バリアフリー法改正について。

改正案では市町村のマスタープランに住民の理解と協力を深める方針を明記するよう規定。

4月以降、早期の施行を目指すとありますが、笠置町の対応をお願いしたい。対応の説明を。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

田中議員おっしゃったバリアフリー法の改正案というのはですね、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正する法律案についてだというふうに理解しておるんですけども、それにつきましては、現在開会されております第201国会で審議されているところでございます。

この改正案では、同法第24条第1項において、市町村が作成することに努めるとされている移動等円滑化促進方針マスタープランに定めるべき事項として、移動等の円滑化の促進

に関する住民と、その他関係者の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関するこれらものの協力の確保に関する事項などを追加されており、施行期日については一部の規定を除き、令和3年4月1日からの施行とされておるところでございます。

また、今回の改正案では、従来のハード面での整備が進められている一方、使用方法等ソフト面の対応が不十分ではないかということにより、高齢者、障害者等の移動等が円滑になされない事例が顕在化しているとの問題意識のもと提案されたものというふうに聞いております。

当町における対応でございますが、現行法においては、マスタープランにつきましては策定が努力義務というところもあり、現在では策定していない状況であります。現在、衆議院のほうで審議中の改正案につきましても、国会の審議や国の予算措置との状況を踏まえながら、策定の必要性等も検討していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

結局これができるのは、公共施設とJR笠置駅とかも含むんですか。公共施設に。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、国会のほうで審議されているということですので、具体的にどういうところが該当するのかということにつきましては、また情報を集めながら、今のところで笠置駅のほうがいけるのか、公共施設だけなのかというのは、私、資料等持ち合わせておりませんので、また審議状況も踏まえながら、ちょっと私自身も勉強させていただきたいと思っております。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの田中議員の御質問に岩崎課長が申しました鉄道というお話もありましたので、一部補足説明させていただきたいと思いません。

バリアフリー法ということで、そういった移動、高齢者の方、また障害者の方の移動が困難な方が円滑に移動できるという集積するような場所、そちらについての内容がバリアフリー法ということで、今、岩崎課長が申しましたように審議中であるということでございます。

JRの先ほどお話のありました駅舎、跨線橋のことだと思うんですが、そちらを例えばエレベーターを付けるとか、そういった話はJRさんに直接お伺いいたしましたが、1日乗降者数5,000人規模の駅が対象となるところでございます。

よって、現在、JRさんにお伺いした中では、笠置駅のいわゆる跨線橋のお話だけでございますが、そちらにつきましては、エスカレーターになるとか、エレベーターになるとか、そういった予定は当面の間ないということで回答を得ています。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） このバリアフリー化のものは、出たときにまた聞かせてもらいます。

続きまして、避難勧告、指示の見直しで中央防災会議・有識者作業部会が災害時に自治体が出す避難勧告と指示に関して、見直し議論を始めるとある。昨年導入された5段階の大雨洪水警戒レベル3は、高齢者は避難、4は全員避難、5は命を守る最善の行動とあるが、レベル4の区分が分かりにくいとの声が出ているため、どのように対応されますか。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの田中議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、今、政府の中央防災会議・有識者作業部会のほうで災害時に自治体が出す避難勧告と指示に関して、いろいろと検討、議論を始められております。

議員おっしゃったように、昨年導入された5段階の大雨洪水警戒レベルで切迫度が異なる勧告と指示が共に今レベル4、全員避難に区分されて、各自治体からも分かりにくいとの声が出ているため、昨年12月18日に第1回目の会議が行われて、この2月に第2回が開かれたというふうに聞いております。

作業部会では、今後災害弱者の避難支援や避難所の受入れ体制なども議論して、梅雨の時期に間に合わせる対策と、中長期的な検討課題に分けて3月末までには報告をまとめるというふうになっておりますので、また報告が出た時点で当町におきましても、情報提供のほうをさせていただきたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

前にも言いましたけれども、これの表示とかなんて、こういうのを分かりにくいというのは見たとき分かっていたのに、笠置町で単独レベルで作るべきやったと思うんですよ。私9月議会で1回表示を作るべきや言うた記憶があるんです。この件については、もうこれで終わらせます。

続きまして、違法伐採について。

林野庁の発表によると、宮城県等多数で違法伐採があると報告されている。笠置町には違法伐採は過去5年間に遡ってありますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

本町では、過去5年間において当該事案に関わる伐採関係の相談や報告等は受けたことはございません。また、山城広域振興局にも確認いたしましたところ、本町における当該事案がない旨、報告を頂いているところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） そういうのに担当課員は何人いますか、笠置町で。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 田中議員の御質問にお答えしたいと思います。

建設産業課は、水道係を含めまして7名の職員がおります。そのうち農林係が2名で、林業関係を主担当としております職員が1名でございます。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

確認ですが、町長にお聞きします。補助金申請について、事業計画書は確認されてたんですね。また14日の記者会見で私的な流用は確認されないと発言されていますが、新聞説明の警察報道によつての根拠ですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 田中議員の質問に答えさせていただきます。

補助金申請につきまして、事業計画書は確認をされましたねということでございますけれども、事業をされるに当たりまして、事業の計画書は確認をさせていただきました。先ほども申しましたように、その中に4つの大きなテーマがございます、笠置にとってそのテーマに沿って取組をしていただけるということはすごくありがたいと思つたところでございます。

2点目でございますが、この件につきまして、捜査関係のほうから捜査の中身につきましては一切知らせていただいておりますし、また捜査内容につきましては知り得ない内容でございます。ここに書いていただいております私的な流用はなかったか、そういうことにおきましても、一切捜査関係のほうから知らせていただけていない状況でございますので、私がこういうことに判断する状況にはございません。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 4番、田中です。

今、その2つ目のもので警察の発表はというので、今、警察で聞いたという報告は、実際町長がそれに対して、これに対する確認はされたんですかというのを最後に聞きます。

議長（杉岡義信君） 言っている意味わかりますか。もう1回。

4番（田中良三君） その記者会見で言わはった私的流用がなかったというのは、報道の中の警察の発表だけで鵜呑みにされたんですか。それとも町長もその私的流用がないのを確認されたんですかというのを最後に聞きます。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 14日の記者会見の場で私がこういう私的な利用はあったんですかと、そういうことを問いかけたことはございません。

議長（杉岡義信君） 田中君。

4番（田中良三君） 私、町長にその説明をどれで確認されたのは、警察の発表で確認されたのか、実際町長が確認されたのかと尋ねているんです。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） 田中議員の御質問でございますが、少し整理をさせていただきます。

町長が記者会見において「私的流用は確認をしております」という発言はされてません。「捜査関係者によると」ということで、新聞記事がそうになっておりましたので、町長の発言ではございません。

また、その新聞報道の内容について、捜査関係者に確認をとったということではございません。また、確認を私のほうから取らせていただきましたが、その内容については教えていただけませんでした。以上でございます。

議長（杉岡義信君） これで田中良三君の一般質問を終わります。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後2時28分

再 開 午後2時44分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き一般質問を始めます。

5番議員、大倉博君の発言を許します。大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

1つは、笠置町の安全安心な町づくり。その中で道路の関係を3点、町道笠置有市線改良工事、町道笠置山線、それから町道切山線の件で質問させていただきます。

まず、町道笠置有市線改良工事ですけれども、これ昨年3件の立ち退き解体工事が終わり、

当初予定どおり横川まで拡張工事が進むのか、その辺もちょうどお聞きしたいのです。今の課長の前の課長のときには、私もこれを質問したことがあるんですけども、道路の拡幅については地元の方に質問するときに、もうこの計画は終わっていると、何件かの家にお聞きしたときにそうおっしゃいました。

だから、今度立ち退きされて、そのとおりに横川の川のところまで道が拡幅される予定は確実にあるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在のところ、立ち退きが完了いただいている3件分の部分の道路拡幅を第1工区として予定しているところでございます。しかしながら、現状不安定な道路下ののり面の対応等もございまして、のり面对策は完了して養生期間を経て安全が確認されてから立ち退きいただいた部分を第1工区として事業を進めていく予定でございます。

笠置有市線の道路拡幅は、昭和50年頃から地元のほうから要望されてきたようでございまして、当時は町道笠置有市線と有市峠阪線の合流部分から栗足まで、今おっしゃっている横川ですね、の部分までの要望であったと聞いております。

当時、現に住まわれている方がおられた関係から、それ以上進まなかったようでございますけれども、現在、行っております町道笠置有市線改良工事につきましても、立ち退きいただいたところから町道向阪1号の合流部分の区間が現計画の想定区間でございます。

2工区、今、立ち退いていただいたのは1工区ですので、それ以降、2工区以降の計画につきましても、現在は未定な状況でございます。安全が確保されるまで次の工事というのは、現在考えておりませんし、現在2工区につきましても、予定は未定というような状況でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今年度の予算では、こののり面の今おっしゃった予算が付いていますけれども、こののり面の上に私は当時質問したときに、家を壊わす折に、道の上の野田林道の割れ目とかがあるという話を地元の方からお聞きして、これを実際見に行かれたことはありますか。それとも私がそれがその下から水があふれて下のほうに、今改良工事をしているからちょっと分かりませんがね。その辺のところはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

向阪の上の急傾斜のことをおっしゃっているんだと思います。そのおっしゃっている部分につきましては、現状どこの部分に当たるのかというのは明確に分からないんですけれども、議員、以前にもおっしゃったことがあると思うんですけれども、その部分、いろいろ台風等で倒木等があった場所でございます。その部分につきましては、私も数回確認をさせていただいたところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、1月末に京都府の副知事が視察というか、来られたとお聞きしてはありますが、どういったところを視察されて、この道の拡幅か、それとも今言った割れ目というか、どういったことで副知事が視察に来られて、どういった形になっていますか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

1月に副知事が来られましたのは、町道上の、先ほども私、お話しさせていただきました急傾斜地並びに急傾斜施設の視察に来られたところでございます。笠置町の町道の改良工事とは別の視察でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、ここに2点あるこののり面の、要するにこの辺の急傾斜地ということですか。これもらった資料ね。その辺の急傾斜地のこと、全体の視察に来られたということですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

その図を見せていただいて「ここです」と言わせていただくのが一番分かりやすいのかもしれない。ただ、その丸印のある部分の上が町道でございます。その上に民家等がございまして、その上に急傾斜地、京都府の急傾斜施設がございまして、その上の部分が京都府が指定しております急傾斜崩壊危険区域という位置づけになっておりますので、その施設並びに急傾斜地を副知事は御覧に来られました。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だからね、副知事が急傾斜地、それは分かります。バス通っているとかね。そうでしょう。

町のバスが通っている急傾斜地、そこも含むんでしょう、当然に。だから、そういったところの視察に来られて、結果どういうふうに関後するとか、どうしたらええとかいう、そんな話は、ただ視察に来られたただけですか。わざわざ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

副知事が来られた内容につきましては、直接それは町道もございませけれども、当然急傾斜地が崩壊、崩れたりしますと下に民家がございませ。傾斜の部分に民家がたくさんございませ。当然国道もございませ。そういったところがやっぱり災害に遭うということで、町道も含めまして民家中心にそういう被害に遭うことが懸念されるのでということで、急傾斜地施設の改良、もしくは施設の強靱化という点について視察に来られたということでございませ。

また、副知事のほうからお答えといひませるか、お言葉を頂いたんではございませけれども、現状見ていただいて、調査等が必要であるというよな回答をいただひております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私も以前この質問をさせていただいたときに、この上の割れ目があるというところ、去年でしたかね、おとしになるのかな、杉の木が30本ぐらひ倒れて切っていただいたということもありましたね。だから、あそこはだけが悪くなる、杉が倒れるっていうことはね。だから、割れ目とか、水分があるんちゃうかな。その辺の話は副知事にはおっしゃりましたか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

私が直接なかなか副知事のほうに御説明させていただく機会というのはございませませんが、これは府民協働インフラ保全事業のほうで西部区のほうからもそういったことが懸念されるのでと、そういった状況の中で懸念されるのでということで、提案された事業でもございませ。

そういった中で、土木事務所なり、京都府のほうにはこういう状態であるということとは十分説明、今までの経過なり、その倒木をした状況なりということとは十分説明させていただひておりますので、副知事のほうにもその旨は伝わっているはずであると思ひませ。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

私もここは何度かウォーキングとかして、本当にこの下の急傾斜地で危ないというか、そういうことも分かる。私もよく見てますので、ぜひともそういった改良工事というか、やっていただけたらと思います。この件については、これで終わっておきます。

次に、町道笠置山線の道路の拡幅工事が終わって、昨年秋に長年かかって終わりましたけれども、開通して、笠置の方は今までは府道だけ1本でしたけれども、柳生からこれで行くので、どちらからも行けるようになったということで、確かに1本だけではなしに、2本になったから良いとは思うんですけども、そういった中で、課長も私も現場でばったり会ったんですけども、去年の6月に大きなというか、雨が降ったときに、私はまず笠置山添線のところ、濁流が流れているところを見に行ったときに、たまたま課長も来られたときなんですけれども、最近これは分かりませんけれども、町道笠置山線ができたおかげで下に濁流が流れている、それは分かりませんよ。分からないけれども、事実として濁流が町道笠置山線か分かりませんが、課長にもらった資料だと、これだけの幅のところ、道に濁流が流れたんですよ、御存じだと思いますけれども。だから、この関係の解決策というか、どうしたらいいか。

一つ私は、その町道の谷に落とす、この横道というか、溝を作ってほしいなと思う。ただ、これは専門家がやっておられるんで、私がどうこう言われませんが、私の考えでは、どうかなと思うんです。これは専門家に任さな分かりませんが、ただ、現実が濁流が流れたということ。

そして、課長にこれ資料をもらって、ここに砂防ダムが2か所あるんですね。これ実は、昨日、質問するために見に行ったんですよ。この中へ。そうすると砂防ダムの、課長も地図を持っておられると思うんですけども、皆さん方は分かりにくいと思うけれども、この山の谷がなって、笠置山添線のところにこの谷に流れて、ここに1本に来るからどっと来るわけですね。だから、昨日ちょっと考えたんですけども、考えたというか、要するにこの笠置山添線の山側の溝が細いんですよ。

だから、側溝をちょっと広げたら、ある程度は防げるんじゃないかと、昨日帰りにふと、ここも私はその濁流が流れたときに、後もずっと見に行っているんです。何回か雨降ったときに。そのときには石ころなどもそこにはまって、道へ流れて、石を出したりしてたんですけども、この側溝が次の砂防ダムのあるところ、水晶谷のところ流れるようになっているんですよ。だから、水晶谷のところ流れないから、下流まで道いっぱい濁流が流れるんですよ。

だからね、当面できれば、ここの笠置山添線の側溝を広げてもらって水晶谷に落とす。たしか今はこの細い側溝ですけど、水晶谷に落ちるようになっているんですよ。これを広げてもらったら、道路にはある程度は防げるんじゃないかと思うんですけども、その辺の考え方はいかがですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、4点ほど集約いたしますと御質問があったかと思えます。昨年の6月の大雨、これは6月21日金曜日、午後2時頃から降り出した激しい雨でございます。時間雨量20ミリを当然超えておりまして、笠置地点での観測は29ミリ、東部消防署では24ミリ、いずれもこれ災害対象になるような雨でございました。本課でも住民さんからの連絡がありまして、現地に向かっております。

短時間での大雨ということで、府道が川のように流れておりまして、原因として思われるのは大雨もさることながら、先ほどもちょっとお話しされましたけれども、府道笠置山添線の水路が土砂で埋まっています、そこがオーバーフローして雨水が府道に流れ、民家に流れ込んだというような状況でございました。すぐに土木事務所に連絡して対応してもらったところでございます。

そのようなこともありまして、その後も数回、災害認定を超えるような大雨が降っております。同じように水晶谷、それから奥田地区に河川の水が流れると、河川といいますか、水路の水が多く流れるというような事象がございました。南部区長さんもこれ笠置山線の影響でないのかということをお心配されておりましたので、雨が降るたびに建設産業課で状況確認を行っていたところでございます。

もう1点、町道に溝を掘ってはどうかと言われる御質問でございます。

これは、道路の横断溝の設置のことを言っておられるのかなと思えます。横断溝の設置というのも一つの方法であるというのは思います。大雨のときなど、道路の表面水の軽減効果は非常にあると思われれます。

しかしながら、現在の奥田地区ですとか、水晶谷に流れる排水は笠置山線のところには2か所ございまして、1つ目が六角堂上から笠置浄水場へ向かっての傾斜部分に3か所の排水ますとアスカーブで雨水を六角堂下に放流してございます。

2つ目は、六角堂跡より駐車場まで、これもアスカーブと山側の水路を通じて山頂駐車場の下の谷に放流されています。横断溝を設置して表面水を軽減したとしても、横断溝を設置し

て複数箇所には排水したとしても、流末は全て六角堂下と駐車場下の谷に流れていくことになると思われます。むやみに放流をしますと、道路のり面を傷めるおそれもありますので、今以上の効果的な雨水の散水というのは、非常に難しいのではないかとこのように思います。

また、砂防ダムのごともおっしゃっていただきました。先ほど申し上げましたように、放流先の谷筋というのが2か所あるという中で、5つの砂防堤防ですとか、治山堤防がございます。これは以前に担当職員が現地の踏査調査によりまして、谷の状況確認を行った際に合わせて確認しております。しかしながら、砂防堤防があるからこれは安心ですよということではなしに、今後も状況等を見ながら効果的な手法と検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、水路の設置もしくは拡張してはどうかという御意見でございます。

今できることということで考えてみますと、奥田住宅、水晶谷付近の府道の水路機能を十分発揮させ、その谷水が府道や民家に流れないように、そういった取組が私も最善であるというふうに考えます。そういった意味でも、府道笠置山添線の管理者でございます山城南土木事務所にその対応を強く要望して、府道の水路の拡幅等を京都府に要望してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） ぜひとも府のほうに、最後におっしゃるところを拡幅をぜひともお願いしたいと思います。

それとこの砂防ダム、私も昨日行ったときには、大体6メートルから7メートル、もうみんな土は当然に、これは昭和61年の大雨が降った後にできたと思うんですけども、みんな埋まっていますね。昨日見に行った場合は、水晶谷のほうはこの4か所から5か所あるから、そうではないと。ここはもうなかなか登られへんので行ってませんけど。昨日はたまたま道からすぐでしたんで、2本だけ見てきました。そういった関係で、6メートルから7メートルがもう全部砂が埋まってました。それがさっき言ったように、この水路はここに1本に来るということですから、だから大きな雨が降れば、やっぱり道に流れる。

そして、ちょっと余談ですけども、登るときやっぱりね、このごろ産業廃棄物が、この上がちょうど昔の笠置町の町営住宅があったところ更地になって今、土があってロープを張っていますけれども、それが張っていないときに、どどんほかしてたんですよ。

そうすると今、この向かい側に産業廃棄物がもう長いことほったらかしになっています。それは府の人がやってるか知らんけど、何ていうの、置いてちゃんと何かやっていますわ。そ

れと、こっち側の右側の山登るところにも、産廃がやっぱり大分放ってます。

それだけ、参考に言っときますけども、そういった状況にもなっておる。これは町営住宅の町の土地のところにも今までロープが張ってなかったの、産廃がどんどんほかされている。それを今処理されたと思うんですけれども、その辺もどうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、おっしゃっています水晶谷付近のところ。今現在、トラロープで張っているところでございます。あそこにつきましては、以前、不法投棄という形でおっしゃいましたけれども、基本的にいろいろ工事残土で出たものを仮置きさせてもらっておる町の置き場でございます。町道の草刈りですとか、南部区でやってもらっています草刈りですとか、そういったときに草を置いていただいたり、また工事が出た残土を仮置きしたりという形で活用している町の資材置き場でございます。

全くほかされていないと言われてますと、そういう状況ではないんですけれども、そういった意味で今ロープを張らせてもらっているところなんですけれども、資材置き場については現在も適正に管理しているところでございます。

今、おっしゃっている府道反対側の不法投棄につきましては、税住民課のほうでも対応して、京都府のほうにも言っていて、対応してもらっているところでございますけれども、そこは確かに不法投棄ではないかというふうに思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そして、先ほど言いました6月21日ですかね、何かおっしったけど、そのときに民家のところに府道、今、足助二郎の碑があるところの横にある民家、言ったらどこの家と分かるんですけれども、そこに、そのときに雨が家の中にどっと入ったんですよ。そのときに、たまたま行ったときに、ポンプでどんどん吐き出しされていた。だから、それは今言ったように、ちょうど笠置山線から出てるかどうか分かりませんよ。分からないけれども、現実的にその民家に入ったわけです。ポンプで出されてました。

たまたま私、このとき行った。この下から笠置山線登って、上の山、どんな状態が見に行ったら、たまたまそうやったんです。あれは違うかも分かりませんが、側溝に落ち葉とかそんなたまって、そういう形になったかも分かりません。だから、その辺のところ御存じですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

先ほどもお話しさせていただきましたように、6月21日は住民さんからの連絡がございましたので、私もその現状を確認しております。その後に笠置山のほうにも出向きまして、そこを確認しております。

現に民家のところに多量の雨水が流れ込むことを確認しておりますので、そういった意味でも主たる原因は、その水路の詰まりではないかもしれませんが、そこを軽減することによって、その民家に入る雨水というのがかなり軽減できるのではないかと、そういう心配が少なくなるのではないかと思いますので、先ほども申し上げましたように、京都府のほうにまずは土砂等がたまらないような維持管理と、それから大倉議員がおっしゃってますような拡張というのをも併せて要望してまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それと、この問題で最後に、以前駐車場のところにも5メートルの町道と府道とをつなげるという舗装、そういう話があったけれども、予算がどうのこうのということで、今、そのまま地道になっているんですけども、その辺のところの考えはどうなんですか。舗装される予定は将来あるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

山頂駐車場の全体の舗装というのは、大倉議員もおっしゃってございましたように、財源に余裕があれば、笠置山線の道路改良工事、本体工事と一体的に行っていけないかというように思っておりましたが、交通安全の設備ですとか、それから転石等の処理などから費用が膨らみまして、調整並びに実施ができなかったところでございます。現に、町道は駐車場出口からというふうになっております。

したがって、駐車場は町道ではございませんので、建設産業課としては舗装を行う予定はございません。しかしながら、今後のことにつきましては、関係される皆さんの御意見等を聞きながら、町としての対応というのをまた検討して、考えていただくというふうな流れで進めていく必要があるのかなとは思っています。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

次に、二重町道らしいんですけれども、町道笠置切山線のバイパス道路新設、これは私、過疎地域計画に平成28年度から5年間、平成32年度終わる、その前の平成22年度にも同じこと、22年度から27年度、もう10年たつわけですね。だから、いまだにその計画を何も聞かないし、計画倒れというか。というのは、先ほど言ったように、笠置町の山の人は柳生に抜ける道もできたし、要するに抜け道ができた。切山の場合は1本しかないんですよ。逃げる道がないんです。

そうすると、その道が舗装が悪くなったら、つぎはぎで今、飛び飛びと舗装をやっておられますけれども、もしそういうもう1本道路があれば、一挙にそういったこともできると思うんですけれども、そういった意味で今、笠置町の切山の地滑り対策ということで、井戸をたしか16本やったと思うんですけれども、あと残り工事やって、残りあと1本だけだそうなんですけれども、ここは本当に地滑り対策でこれは昔、随分昔の貞観8年だったかな、1200年ぐらい前に地滑りがどっと起きてできたところだ。それで「切」という山になったそうです。そういうことも文献には書いていました。

それは別にして、だからこのときには国会議員の方も視察にやはり来られています。だからいよいよこの16本目で入札終わったかどうか知りませんが、終わればぜひともこの切山線、以前には草畑から登るという計画があったらしいんですけれども、そういった話は消えたみたいなんですけれども、だから過疎債のところに、これ10年前に平成22年には、その以前にも載っていたか分かりませんが、だからできたら、この切山線のバイパス道路の新設、書いてあるとおりにできたらやっていただきたいと。

これから本当に災害が起きたときに、道路1本だけでは大変ですよ。先ほどの有市のところでも3本、峠阪、それから向阪、それから北笠置に抜ける道があるんですよ。だけど切山だけは1本だけしかないんですよ、生活道路が。だから、できたら切山のところにそういったことをやっていただきたい。これを私はしつこく言うように、過疎地域計画に載っているから言っているんですよ。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

切山地内は、おっしゃっていますように国道に通じる新設道、163号に出入りする道が町道笠置切山線しかなく、区民のほうも生活道として新しい道の新設というのを要望されているところがございます。災害等が起こったとき、特にそういう点では懸念されているところでございます。

現在のところ、町道笠置切山線のバイパス道路の新設等の整備計画、具体的な計画というのは持ってないところではございますけれども、今後、検討していかなければならない案件であるとふうに思います。

また、過疎計画のほうにもちゃんと掲載されております。過疎計画につきましては、総合計画も含めまして、多くの課題が示されております。その中で緊急性、必要性など考慮した上で、順次事業を進めているところでございます。過疎計画の中にも昨年完了いたしました町道笠置山線の道路改良工事、現在進めております町道笠置有市線の道路拡幅改良も掲載しております。

そんな中で潜没橋の補修ですとか、町営住宅の耐震改修にも取り組んでいるところでございます。そういった中で、今現在私のほうから具体的な着手の予定、計画についてこうですということはなかなかお示しできない状況ではございますけれども、財源を確保し、順次実施を検討していく方向になるというふうに考えております。御理解頂きますようよろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ぜひとも、先ほど何遍も言うように、過疎計画に平成22年から、もっと前に載っているんですよ。だから、全然その話がないんでね、そういったことを言っているわけです。そして問題なのは、笠置町どこでも、どこでもと言ったらあれですけど、農地が大分荒れているわけです。特に切山などは斜面なので、ススキとか枯れ草が、我々が下から見てもほんまに枯れ草が見えて、去年かおとしもぼやがあった。私が下から見たら赤い火がぼーっと上がったのを見ていました。南笠置にもそういう田んぼのところが、荒れ地が燃えたこともあります。

特に、切山などはやっぱり傾斜地なので、これが下から行ったら家のところも行くんじゃないかと心配されている方もやっぱりあるんです。だから家の周りを本当にきれいにされているところもあります。ただ、耕作放棄になっているところはススキを刈ったりしているところもありますけれども、そのまま住んでおられない家のところにススキが生えたり、やっぱりたくさんありますよ。

だから、その辺ちょっと心配するんですよ。それは地権者の関係の方が草を刈るとか、そういうことをされるのが本来とは思いますが、そういう火災予防のためにも、だから今言ったように、救急車が入れない、1本ではだめ。だからもう1か所からでも入れる

という、そういう要素も要るんですよ。

だから、ぜひともそういったことを前向きに進めていただきたいと思うと同時に、今言ったように、農地をそういうふう、どういうふう、町として、荒地をどういうふう、管理するとか、どのようにされるというか、考えておられるんですかね。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず2点あったかと思えます。町道の笠置切山線の新設をどう考えるかということがございます。もう1点は、荒れた農地の対策という2点かと思えます。

まずは、町道の新設というか、バイパスのことになりますと、新設となりますと、これも安全ルートを選択でありますとか、用地の買収、予算の確保などクリアしていかなければならない課題等がかなりございます。また、国道163号に通じる道となりますと、公安委員会との交差点協議という点でも必要になってまいります。

予算面では、国の社会資本整備総合交付金を活用しての実施することになりますけれども、現在、防災道路としての位置づけで交付金を受けようとするすると、かなり補助率が低いような状況の中で、新たな交付金というのも算定していかなければならないというふうになってまいります。

そういった中で、町道の新設ということにつきましては、これは町の大きな決断の必要な事業となっております。事業実施に当たっては、町の方針を決定することに当然なってきますので、そういった意味でも先ほどお話に上がりましたけれども、地滑り対策工事ですとか、財政面、それから用地の協力など、様々な調整や体制面を経た中で、実施を検討していくことになると思えます。またそういったことも第4次の総合計画にうたっていければというふうな思いを持っております。

また、荒れた農地の対策、いろいろ防災面でもおっしゃっていただきました。荒廃農地の解消というのは、切山地区だけに限らず、笠置町、これも笠置町に限らず全国の大きな課題となっております。近隣の市町村でも様々な取組がなされておりますけれども、根本的な解消には至っていないのが現実でございます。

笠置町としましても、具体的な解決策というのは持っておりません。そういった中で、切山地区におきましては、京野菜の花菜の露地栽培というのが熱心に取り組んでおられる方がおられます。切山地区の花菜は非常に評判も高く、それから特産品としても今後広がっていきたくないかというような期待をしつつ、そういったことが荒廃農地の解消につながれば

というふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

ぜひとも今言ったバイパス道路を造ってやっていただきたいと、検討というかな、ぜひとも造って。

私が何でもこういって言うかということ、以前ワイナリーとかいう話もたくさんこの議場でもやっていました。ワイナリーより私が考えるのは、今道路ができた場合に、笠置町の人口が減るから、自分の考えですよ。地権者の方もおられるので。笠置町に移住してわざわざ家を建てて来られるということは、切山には今、上のほうに2件と、1つはコテージみたいなのを建てておられるんですね。そこで畑をやっておる方がおられます。

だから、そういった意味では、その道ができれば私の考え、昔から思っておるんですけども、農地がこういうふうになってきたら、別荘地とか、そんなことになればいいなど、見晴らしも良いし、山へ登ってください。生駒から金剛、葛城、こっちには神野山とか、いろんなところの山がきれいに見えますよ。だからそういったところに移住がわらわらに来て、家もわざわざ建てて移住する。空き家をじゃなしに、わざわざ建てて来られていることはなかなかないんですよ。

だから、そういった意味で私の考えですよ、これは。個人的な。以前からそう思っておるんですけども、別荘地がええのんちゃうかなという、そこは自分の考えですから、それは答弁は要りませんけれども。そういったことにも活用できる、だから道がやっぱり大事やいうことを、先ほど花菜も申し上げたけれども、これもだんだんと上もやっておられました、大分減ってますよ。確かにやっておられます。

それでは、この問題はこれで終わって、高度情報ネットワークいきますけれども、これは去年の9月から議論をしているものなんですけれども、同じように南山城村と笠置とやっていて、もう1月29日の新聞報道では、こういうふうに載っておるわけですね。なぜ笠置は遅れているのか。それは分かりませんが、ただ、この新聞報道を見ていたら、ここに村を、笠置町に、予算とかそんなのを変えたりとか、そうしたらそのまま笠置町がテレビに民間移行と、大体読んでいたら、そのとおりになるんちゃうかなと、私の思いですよ。

この前も言いましたように、ここで村では2億5,500万円補助を出しております。笠置町は、今回の9,000万円ちょっと余って、大体1億8,000万円余り。これをこの前言いましたように、村では2,800人ぐらいの人口で割れば、1人当たり9万

1, 000円。笠置町は1, 280人で1億8, 000万余りを割れば、大体14万2, 000円ぐらいになるわけですね、1人当たり。本当にこういったことでいいのかわるか。

私はこの前、関西線に乗って天王寺までよく行くんですけども、王寺とかあのあたりも今まで外は見てても、テレビのアンテナということは全然気づかない。見てないんですね。この前久しぶりにテレビのアンテナはどうなっているのかと思ったら、屋根の上ずっとテレビのアンテナとか、BSのアンテナがずっとあるんですよ。

これが例えば1, 200円から1, 500円になれば、年間1万8, 000円の負担が町民にかかるわけです。これ別に支払いするのが。そうすると、アンテナ立てて自分の家で見たらどうなるんかと、町民の方。もう10年前に、以前に戻った場合ですよ。

どうなるのか、その心配というか、たまたま関西線、今までずっと行っているけれども、アンテナを見てなかったんですけども、ずっと立ってますわ。あそこは生駒から近いからあれですけども。

そういった意味で言うなら、本当のこの事業が成り立つんかと。結論から言いますけどね、成り立つのかというのを心配するわけです。本当言って。それで年間今1万8, 000円要る、10年で18万円、テレビアンテナが10年持つかどうか、何ぼか知りませんが、それを見てたらね、どっちが得かということを考えたら、考える方はおられるかも分かりません。

そうすると、今、戸数が600何ぼですから、この前500ちょっとの世帯ですから、そういった場合にどうなるのかなという心配するわけです。この事業として、笠置町は本当に成り立つのかと。

それからもう一つは、この今、1億8, 000万円ですけども、10年前に笠置町が出資して、施設が悪なるということで、今度また新たに1億8, 000万円でケーブル引くでしょう。そうすると、将来また10年後ぐらいに民間が悪なった場合に、それを自分とこで1億8, 000万円あるか知りませんが、そういったことが民間でできるんかどうか。町にまた、会社に負担が来るんちゃうかなと危惧もするわけです。10年後には笠置町は1, 000人割るわけですから、その予定ですよ。本当にこの事業がね、成り立つんかなという、結論から言ったらそういうことなんです。

それで今の事業の進め方というか、去年9月議会のときには、秋には町民の方には説明回ると。12月議会のときには、また2月には町民の方に説明回るとおっしゃったけれども、

それはどのようなになっているんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

事業の進め方ということで、当初の予定より議員おっしゃいましたように遅れております。大変申し訳ございません。

まず、事業の制度、内容、住民様への説明ということで、その内容につきましては、当初予定しておりますとおり、各集会所を回るということで、これにつきましてはこの4月以降、今現在、この前、話もありましたが、南山城村さんのほうが先行して説明会を行われております。笠置町につきましては、予定ではこの4月以降につきまして、予定をさせていただくということで現在打合せをしております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

この9月の民間移行計画の案のところ、私も前から言ったのか分かりませんが、ここに万が一、この事業から撤退せざるを得ない場合は、移行先事業者の責任により別の信頼できる事業者に移行し、事業を引き継ぎ、将来に渡ってサービスを停止させない。その業者が移行先の業者にするんですか。これは選定委員会を開いてやるんでしょう。業者が勝手に業者にできないでしょう。選定委員会、そういうことを書いているから、何でこんなことを書いているのかと思って言っているわけです。

なぜこういったことができるんですか。選定委員会を開いて、一旦業者が負うなれば、違う業者に選定委員会を開いて、どなたになるか分かりませんが、そういったことを書いているから心配しているわけです。それはどうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

以前から大倉議員のほうも民間に移行するというので、大変御心配頂きましてありがとうございます。この今やっている事業ですね、行政のほうから全て民間に委ねて一切関わらないという、そういう考えではございませんので、大倉議員おっしゃいますように、そういった委員会なり、また行政というところが関わりながら、この事業を進めていきたいというふうを考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

そしてね、もう1点大事なことは、先ほどと同じようなことなんです。10年以内にこの事業から撤退する場合は、笠置町と協議の上、補助金を返還することとしますと書いてあるわけです。これでやはり心配するんですよ、私はですよ。こういったことを書かれたら、本当に事業が成り立つのかなという気がするわけです。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

この事業につきましては、今現在、笠置町と南山城村、この2つのほうで事業を運営しているという事業でございます。今後、この前もお話しさせていただきましたが、民間のほうに移行したことによりまして、加入者数は宇治から南以下のところになりますので、増えるということで、例えばこの事業が破綻といたしますか、視聴ができない場合に、そういった場合には先ほどのお話のように、行政が何もしないということではなくて、適切にテレビ、またインターネット、そういった環境が引き続きサービスが提供できるように、そういったことを責任を持って、次に移行する業者、またそこに町村が関わりながらしていくと。もしそういった事業撤退する場合には、今回補助する額を返還するという、そういう意味で書かせていただいているということでございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だからね、事業が終わったらね、後どうなるのかということ、返還になってね。そういったことを書いているから心配するわけですよ。先ほど言ったように、関西線乗ったときには、アンテナがどんどん立っている。そうでなくても、自分の家でアンテナを立てるとおっしゃった場合に、1年で1万8,000円、1,500円の予定ですね。それがいずれまた上がるかも分かりません。下がることは恐らくないとは思いますが、分かりませんがね。

そういった場合に、だからアンテナ幾らするんか知らん、立てたほうが安いとなれば、そういう方もまた以前のようにアンテナを立てる方がおられるかも分かりません。そういうことを心配するんですよ。

もう一度、本当にこの事業を、この人口の少ない町で、先ほど村とかおっしゃったけれども、本当に成り立つんですか。だからこれは以前から言っているように、水道事業と同じや

と言っているんですよ。水道もほんなら民間に渡した場合に、同じような管理になるんです。水道とこれは私は同じようだと、以前も言ったことがありますけれども、水道事業も民間に渡せば、当然今、1,300何ぼ安いけれども、いずれこれも上げな、民間は今、何でも上げざるを得ないやろうと思いますけれども、水道料金もいずれはね。

だから、そういったことも心配するわけですよ。本当に何度も言いますけれども、その事業は本当に成り立ちますか。10年後、課長も定年になっているかどうか分かりませんが、我々町民が住んでいる方は享受するんですから、少々高くなってもええわという人もおられるか分かりません。ただ、継続ができるかどうかということが心配するわけです。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点、笠置町、この地域は難視聴地域でございまして、地上デジタルに移行するときに、アンテナを立ててもなかなか映らないお宅が多数あるということが前提にございまして、この高度情報ネットワーク、そのサービスを導入したというのが前提にございます。

そちらの今現在のサービスがありまして、その次に、今現在の新しいサービス、これは今、地上デジタルということで、切山の上にあるアンテナからうちのシューターのほうに電波を届けているのですが、そこも光ケーブルで近隣のところまでつながっているところをつなげに行くということで、あと今現在、テレビ視聴者数、またインターネットの速度数、そういったものがどんどん増えてきております。そういったものに対応し、テレビ、インターネット、また災害時の速報、そういったところにも民間のサービス並みの情報を笠置町でも利用できるようにしていきたい。そういったことを活用して、教育とか、そういった広い住民サービスにつなげていきたいというところがあり、今回のサービス、この事業の導入ということにさせていただきました。

議員おっしゃるように、人口が減って行って、ここを保っていけるのかというところがございますが、現在の笠置町の高度情報ネットワーク、テレビでしたら1,200円、インターネット普通のサービスが4,500円、税抜きでございまして、そこも今、じゃあこの値段があと10年後もこの値段でいけるのかと言えば、そうではないか分かりません。利用料が上がらなくても、公的な費用負担が上がることも可能性もございます。

そういったことも鑑みまして、現在のサービスを導入するということに至りました。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

今、1,200円とおっしゃった、現在は1,200円が1,500円に上がる予定でしょう。だから、そういう……今、1,200円とおっしゃったけれども、上がる予定でしょう、1,500円に。この会社になれば。答弁ください。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず現在のテレビの利用料1,200円、インターネットが4,500円、これスタンダードタイプというものであります。こちら税抜きでございます。そちらのほうは、今現在予定しております新しい事業所に移行した場合には、テレビが1,500円、インターネット100メガが4,500円、1ギガが5,500円という値段になっております。

例えば、テレビとインターネット100メガ、両方セット申し込みをされますと、単純に計算しますと6,000円になるところが割引率が適用されますので5,700円ということで、テレビとインターネットを御利用になるセットに利用される方につきましては、現行の利用料金と同じということに今現在予定しております。

ただし、テレビにつきましては、先ほど大倉議員がおっしゃいましたように300円の負担増になると。現在、そのテレビも4Kテレビが現在のシステムでは視聴することができませんが、新しくなれば4Kのほうもテレビとして視聴できるという、そういった変更点もございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

それでは、笠置町でインターネットとテレビをやっている家庭は何件あって、テレビだけは何件ですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

資料が数値が古くて申し訳ございませんが、平成30年3月末現在の数値でございます。基本、テレビの加入が575件、インターネットスタンダードメニューというものが128件、ハイグレードメニュー、グローバルIPを利用できるシステムでございますが、

そちらが15件という加入状況になっております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

平成30年末で575件とネットが128件、そうすると引けば450件しかテレビの方がネットをやられなくて、テレビが450件ぐらいですよ。テレビだけだったら、やっぱり300円上がるんですよ。月にね。そういうことでしょう。

だから、良いことを、ネットと合わせたら安くなるとおっしゃるけど、テレビだけの人が圧倒的に多いですよ。だから、本当にこれでいけるんかどうか、町民の方が納得されるのかどうか。

だから、早急に各地域を回って、細かく説明して、どういったことを言われるか分かりません。その辺を早急にやってください。テレビだけやったら400何件しかないですよ。多いですよ。ネットなんか128件。合わせたら安くなるという、そういうことを言われるけども、テレビだけの人が圧倒的に多いですよ。その辺のところはどういうふうにご考慮されるんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるように、テレビだけで申しますと、今現在の予定では300円上がるということでございます。あと、新しいサービスにつきましては、テレビまたインターネット、先ほど申し上げさせていただきましたが、そのほかに例えば携帯、スマートフォンの利用をされている方の割引といったことで、それぞれ割引が受けられる、そういったメニューが増えるということもございます。

ただし、テレビのみ、スマートフォンも余り使わないという方につきましては、今現在、申し訳ございませんが、300円の料金が月々上がるということになっております。また、テレビのチャンネルの内容につきましても、できるだけその地区の説明会の中で、今現在の視聴できるチャンネルがいいのか、また変わって、今見られないようなチャンネルを入れるのがいいのか、そういったことも御相談させていただきたいというふうにご考慮しております。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

5番（大倉 博君） 5番、大倉です。

だからね、やはり笠置町は少子高齢化が進んで、いずれこれ75歳以上の方がもうあと四、

五年したら5割以上になりますよ。今65歳以上が5割ですけども。その方たちが70、80歳になってインターネットなんかあんまり、まあ、されてる方もあるかも分かりませんが、テレビを楽しみにされている。月300円上がって、この前の消費税2%上がっただけでも大変なことですよ。だから、そういうことで言って終わります。時間が来ましたので、これで終わるときです。

議長（杉岡義信君） これで大倉博君の一般質問を終わります。

この際、10分間休憩します。

休 憩 午後3時49分

再 開 午後3時58分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

一般質問を続けます。

6番議員、松本俊清君の発言を許します。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

今、私の質問については3項目あるんですが、ほかの議員さんから非常にいろいろ質問されておるんですが、まだ理解しにくいところがありますので、重複するかも分かりませんが、御返答をお願いします。

最初の問題です。いこいの館に関して質問させていただきます。

いこいの件につき、前回は質問しましたが、指定管理料1,200万円につき、9月11日の返答では「債務が残っている」と町長は発言されています。何が幾らあったんですか。

議長（杉岡義信君） 答弁は。

松本君、もう1回言ってください。

6番（松本俊清君） あのですね、私は、発言するときにはいつも定例会の議事録を持ってきて、聞いているんですよ。町長の発言には、何て答えられたか。そのときに「債務が残っている」というように発言されているんですよ、町長は。その債務は何が幾らあったんかと私は聞いているんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） そのときにおきまして、電話代とか、そういうふうな債務が残っていると、そういうような発言をしたと思います。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

私はですね、債務は何が残っているのか、幾らあるのかと聞いているんですよ。通信費、水道光熱費、分かっていますよ。それは幾らあったんですかと私は聞いているんですよ。言うことが分かりますか。町長はそれを発言されているんですよ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 申し訳ございませんけれども、今、ここでその当時の債権がこのことに関して幾ら、このことに関して幾らという、そういう資料は今持ち合わせておりません。申し訳ないです。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

この議会で発言されることには、責任を持ってもらわな困ると思うんですよ。だから、水道光熱費、それは結構ですよ。中の細かいことが分からなければ、担当課長がいるんじゃないですか。そのもとで9月11日の返答では発言されたんじゃないんですか。もしお忘れられたようだったら、担当課長から聞いてください。どうですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、全ての資料を持ち合わせておらず申し訳ございませんが、先ほど町長が申しました水道光熱費のほか、例えば食材費、また浴槽の薬品を使った清掃費、そういったものが代表的なものとしたしまして、当時の町長が申しました債権としての額が残っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6 番（松本俊清君） 6 番、松本です。

これですね、課長の返答ですが、細かい数字については一々町長はチェックしてないと思うんですよ。しかし、その細かい数字については、各担当者がわかっていると私は思うんです。そのための課長、そういう地位におられると思うんですよ。例えば内容を聞くと、町長の発言と課長の発言と相違がありますね。これ非常に遺憾に思いますよ。質問している者としては。

それと、この前のとき、町長は「自己資金で返済は不可能だと私は考えております」という発言をされてますね。その契約書については、前年度は町長の権限で契約、私の権限でや

りましたと発言されてますね。この問題については、西村典夫の責任で解決を私はしてもらいたい。その内容には、回数券の返還については「指定管理者さんが返還してもらえような仕組みになっております」というように発言されてますね。違うんですか。

そうするとですね、先ほど説明された債務の中にはこれは入ってなかったんですか。この金額は幾ら返ってきたんですか。だから、おかしいですよ。ここで700万円、一応私は言いました。1,200万円指定管理料、5か月しかやっておらないからざっとして、月計算で700万円という数字を提示したんですよ。その件についても、「700万円につきいろいろと調べることがあり、早急に処理していきたい」と言われている。その結果はどうなんですか。

また、契約書は年1,200万円ですね。違うんですか。最初の年は分割で払われているんですよ。なぜ今回に限って一括で1,200万円払われたのか、その理由はどうなんですか、説明してください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 指定管理料1,200万円を一括に支払ったということでございます。

1年目におきまして、フェイスさんの業績が芳しくなく、2年目に向かって最初に投資をして、リセットして2年目を取り組んでいきたい、そういう思いを頂きまして、一括で1,200万円を交付させていただいたところでございます。

回数券のことについてでございますけれども、詳しい金額についてはまた課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

回数券につきましては、指定管理者である株式会社フェイスが販売しており、利用が残っております回数券につきましては、株式会社フェイスのほうで返金をしておりますので、大変申し訳ございませんが、その返金の枚数、また金額というのは承知しておりません。申し訳ございません。

議長（杉岡義信君） 松本君、これ通告されているとおりに質問してください。松本君。

6番（松本俊清君） これは、前にも書いてあるんですよ、ちゃんと。いこいの館に関してと書いてあるんですよ。だから、それに関して、なぜこういうようになるんですか。

そして、9月に閉館して今でもまだ課長は、把握していないと。つかんでない、金額が分

からないということはどういうことなのか。行政はそれでいいと思われているのか。そこに私は疑問を感じます。

また、特に指定管理者については、選考委員会を持たれて、学識経験者、また銀行等の御意見はどうだったのか。また、笠置町の顧問弁護士の意見はどうだったのか、それに対する行政の動き、その結果はどうか、お聞かせください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 選考委員会に関しましては、担当課長のほうから答弁をさせていただきます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 私は、そんなこと聞いてないんですよ。こういう相手方がこの契約を破棄されたんでしょう。選ばれた選考委員の方はどのように思うてられるのか。こういう現状が出たことに対して、町は顧問弁護士にどう相談されたのか、それに対してどんなように対応されたのか。経過してから何か月たつんですか。その交渉はどうかということを私は聞いているんですよ。違うんですか。

ましてこの契約は、ここに書いてあるように、町長の権限で契約、また「私の権限でやりました」と言われているんですよ。そうなってくると、これですね、契約したのは年契約ですよ。1,200万円。前は700万円と言ったんですけどね。1,200万円を返してもらってください。それに対する対応はどうなんですか。町民にその説明はされているんですか。町長、どうですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 8月いっぱいをもちまして指定管理者が撤退をされましたことにつきまして、選考委員会、また顧問弁護士さんにつきまして、このことについては具体的な相談はしておりません。

それと指定管理料の返還につきまして、町民の方に納得していただけるように対処は、これからしていくべきだと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

指定管理者に返還してもらうようにしていきます、期日はいつですか。先ほどの説明だと、この請求はしていると、金額はいつまで請求されて、返還期日はいつなんですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

指定管理料の返還請求ということで、直近ではございますが、2月、すみません、ちょっと今、1月は1月15日に発出をいたしまして、約2週間後の1月30日を納期として1月に発出しております。

2月につきましても、すみません、ちょっと今、文書で綴じておらずに正確な日にちがなくて申し訳ございませんが、約1か月ごとに発出日プラス約2週間後を納期、指定期限として督促状という形で株式会社フェイスさん宛て、笠置町長西村典夫の名前で送付しております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 今、返答もらったんですけどね、9月に起きた事件がなぜ1月の15日に請求書が出てくるんですか。そして、私は金額は幾らと聞いているんですよ。私の質問に対してね、行政の方はどのように判断されているんですか。そういう点で、行政のトップである町長の御意見を聞きたい。

私はこういうことを言うてるんですよ。金額は幾ら、これに対して、金額、発言してくれましたか。どうなんですか。余りにもこういうことに対してずさん過ぎますよ。どうですか、町長。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 金額は700万円を請求しております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

今の発言、間違いはないですか。200万円ですか。

（「700万円」と言う者あり）

6番（松本俊清君） 700万円ですか。そうするとね、請求しているんだったら、その700万円の中に一番最初に言いましたいろいろな問題、水道光熱費等は入ってないんですか。どうなんですか。その点、どう説明するんですか。余りにも行政の説明があやふややないですか。徹底した同一問題に対して、同じような意見を発してもらわないことには、そのときばかりの行政の判断と意見では困るんです。どうですか。何が700万円ですか。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさ

させていただきます。

指定管理料といたしまして、1月から8月分の5か月分を引いた700万円を指定管理料として請求させていただいております。先ほど松本議員がおっしゃいました水道につきましては、また水道担当課のほうで対応させていただいております。私のほうからは指定管理料の返還請求といたしまして、700万円を請求、それで月に1回督促をさせていただいております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

700万円という金額、出されていますね。これは前期やったらなんですか、今期は年契約1,200万円を出ているんですよ。違うんですか。年契約になっているんですよ。前回は分割で払われているんですよ。だから、私のほうでは一括、違うんですか1,200万円。

それで私の発言で、5か月ということで、月計算して大体700万円という返金試算をしたんですが、これは町として、行政としてそれは算出されたんですか。そして水道、ガス、光熱費はほかの部門から請求する、そんなまちまちでいいんですか。いこいの館に関してですよ、私質問しているのは。この水道光熱費は幾らあって、請求書はどのようにされているんですか。担当課長、金額と数字、納期、お答えください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

水道代の未納というのは、フェイスさんでございます。しかしながら、まだ年度末、滞納という形で確定しているところではございません。毎月毎月滞納といえますか、未納の分につきましては請求させていただき、納入をお願いしているところでございます。当然、納期についてはもう過ぎておりますので、直ちに払っていただきたいというふうに今、毎月送らせていただいております。

金額につきましては、まだ滞納が確定しているわけではございませんし、水道担当課といたしましては、あくまでもお客様の情報になりますので、またこの場での金額の提示は控えさせていただきたいと思うんですが、またいこいの館特別委員会などで御確認いただけましたらと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 課長から説明してもらって、まあそれで結構なんですけどね、これは本当にこの発言で通るんですか。6か月も7か月も放っておいて、請求だけしています。延滞金

は付かないんですか。こういう発言されて、一般家庭において、半年放っておいてもいいんですか。やはりそういう点は積極的に行動して、解決してもらおうようにしてもらわないと困ると思うんです。

まして、今回の指定管理者は先ほども言いましたように、町長の権限でやられているんです。そのとき聞いたのは、私の権限でやりますとわざわざ言われているんですよ。これは町長自ら解決してもらわないことには困るんです。その反面、西村典夫としてやるべき問題だと思えますね。

しかしですね、あと任期は少ししかないんですよ。このまま放っておかれるんですか。どうするんですか。700万円している。回収になってこそ問題は解決するんですよ。その点、どうなんですか。任期中にできるんですか。できなかった場合、どう責任を取られるんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 町民の皆さんに御納得いただけるような処置をしてみたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 松本です。

ちょっと声が小さいんですよ。もう少しはっきり説明してもらわないことには困るんです。もう一度説明、回答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長、はっきりと。

町長（西村典夫君） 町民の皆さんに御納得していただけるような処置をしてみたいと考えています。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） そういうことで、町民の方に説明してもらおう、それはいつですか。

あのね、これちょっとね、いつも思うんですけどね、行政、町長の話には期日がないんですよ。「思います」「します」、日はいつですか。これはですね、何ていうんですか、非常に退任されて説明して町民が納得するんですか。責任、責任と私は発言していますけれども、これは笠置町民全員が責任を負うことになるんですよ。違うんですか。

そういう点で、町民が納得するような説明ができ、おわびができるんですか。その結果、いこいの館、将来どういうように持っていこうとされているんですか。お答えください。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 何回も申し上げますけれども、町民の方に納得していけるような取組を進めてまいりたいと思っています。

いこいの館につきましては、今の私の立場からはなかなか言えない立場でございますけれども、基本的なベースといたしましては、やはり町民の皆様からいただいたアンケートの結果が、それが最優先されるべきだと考えております。アンケートの結果を受けまして、存続をしてほしい、また税金の投入を限りなく少なくしてほしい、そういう声が多数だったと思っております。そういうことを鑑みて、温浴、飲食の部分の再開を目指していただきたいと私は考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 町民が納得できるような説明をしてくれるということで、それは結構なんですけど、いこいの館のアンケートにつきまして、再度町民の意見を最優先してやられるということになるんですけど、これですね、会館は再稼働されるんですか。町の方針は。

これですね、何ていうんですか、休館6か月となれば、いろいろ修理代が必要になってくると。しかし、この代金については、町単独事業になると思いますね。まあ、国とか府の補助金は多分認められないというように思います。財産面で非常に大変苦しくなるんじゃないか。だから、こういう再開よりも、例えば使用目的変更したらどうかと私は一遍言いましたね、ちらっと。老人ホームにしたらいいかどうか。目的自体を変えたらどうか、そういう点も一応話したんですが、そういう点どうなんですか。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） いこいの館、今、温浴、飲食の部分、休業しておりますけれども、再開に向けましては、やはり修繕が必要となってきます。それが一つの大きな課題だと考えております。

また、いこいの館の目的外使用につきましては、アンケートの中にも社会福祉的なそういう施設に変更していくべきではないかという、そういうアンケートもございました。そういうことにつきましては、また新体制の中で十分議論をしていただきまして、いこいの館を前に進めていっていただきたい、そのように考えております。

議長（杉岡義信君） 大倉君、松本君、2人であんまり話をしたら、町長も答弁がそこにかへんの。やっぱり答弁しているときはしっかりと聞いてください。松本君。

6番（松本俊清君） 議長が言われるのは当然です。しかし、もう少し大きい声で、何度も言うけど、初めの声は大きいんですけども、尻すぼみになってきて聞こえないんじゃない

んですか、町長の発言は。

最終的に言いますよ。このね700万円どうと、指定管理料はどうされるんですか。この任を町民に説明して、了解を得る、町民にその責任、町民の税金を、町民にどのように説明するんですか。町民が納得できなかった場合はどうされるのか。答弁に対して、非常に疑問視します。

それで、ただ、こういう問題については、町長は退任されても一応契約されたという面では、ある程度責任があると思います。退任されたから私は知らない、これでは通らない。また、次期町長の方が、これは前任者の問題であって私は知らんというような責任ないと言われないように、この問題を解決してくれるような町長を推薦してはどうですか。こういうことについても西村町長の責任と私は思うんですけども、どうなんですか。

これは1件だけとは違いますよ。朝から審議した不正受給の問題も入ってくるんですよ。どうですか。はっきり結論を言うてください。指定管理料を誰が払うんや。払えなかったら町民の血税を押しつけるということなんですか。町長の任期中にそれをやられるのどうか、回答をお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長、大きな声で。

町長（西村典夫君） 私、退任をしたからといって、全ての責任を逃れる気持ちは全くございません。やはり私の名前で決裁をした、そういうことにつきましては、責任をやっぱり果たしていくべき、そういうものだと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） まあ、これもう話しても一緒なんですけど、すみませんけど、こういう議事録を見て、これはもう町長にとっては最後かもしれませんが、議事録というのがあるんですからね。発言には皆さんね、自信を持って言うてもらわんと、残るんですよ。責任あるという話なんですけど、結局、指定管理はどうされるんですか。町民に負担させるのですか、返還なしに。先ほどの言われたように、結局、請求書を出していると。都度都度出している。いつまで出されるんですか、これは。

指定管理者と選考委員会とともに顧問弁護士は何と言われたんですか。入金にならなかったら、町として契約破棄されているんですからね。起訴してくださいよ、裁判にかけてください。どうですか、その案は。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） どうしても返還に応じていただけない場合につきましては、顧問弁護士

さんと相談をさせていただき、しかるべき処置を講じてまいりたいと考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 私はね、ちょっと今、話しましたけれども、この問題について、弁護士共に町として裁判をやってくださいと私は申し出ているんですよ。町としてどうされるんですか。裁判かけなくても、これ入金できるというお考えなんですか。何のための顧問弁護士なんですか。こんな話ね、9月にやってから今頃話が出てくるのはおかしいじゃないですか。何が相談してですか。余りにも良い言葉のあやを出してもろうたら困るんですよ。

なぜ今までやられなかったんですか。その理由は何なのですか。さっきの発言のとおり、町長は「私の権限で決めました」。だから、この問題については町長が払うつもりで今まで6か月以上放っておかれたんですか、どうなんですか。なぜ今さら顧問弁護士と話をするんですか。なぜそれまでに日時はなければいいですけど、なぜこんなところまで放っておいて、今さらするんですか。どうですか、それ。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（西村典夫君） 放っておく、そういう気持ちは毛頭なかったわけでございますけれども、ずるずる今まで来てしまったという経過でございます。もう年度末に当たりまして、本当にしかるべき行動を取って、最終的に結論を出していきたい、そのように思っております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） この話、何ぼしてても一緒ですから、まあそういうことで、やはり任期中に事を解決するというところで、町長、お願いしますよ。

それで、もうこれ以上言っても同じですんで、全然回答らしい回答はもらえませんが、こういうやり方の行政が笠置町に続くようでは困りますんで、副町長共に前向きに検討してもらいたいと思います。

続きまして、情報ネット、これ先ほど大倉議員もいろいろ話されましたのは、町として所有する設備は幾らあり、またその処理、また新しく発注する設備、整備費用はどうするのか、その点、再度説明してもらいたい。

特に、11月11日、午後4時に開催した臨時会において、南山城村と共同にて協議、実施しているも、なぜ南山城村が2020年1月29日に民間移設に調印されていますね。笠置町はどうなんですか。この対応については、南山城村と歩調を合わせていくということで説明されているんですよ。しかし、新聞で報道されているように、南山城村は先にやっているんですよ。その原因は何なのですか。笠置町の対応は。

それでこれまた聞くんですが、工事費1億8,150万円ですね。2回分ですから。これは辺地とか過疎対策事業債で1億2,705万円入ってきますけれども、しかしですね、5,445万円が町負担となるんですよ。2年間、1年にすると2,700万円町負担です。町の全体の予算にしてこの金額は大き過ぎるんじゃないですか。町としての考え方はどうなのか。

9月29日の資料についての説明ですね。いろいろあるんですが、金額的に、大倉議員も聞かれたと思います。しかしですね、笠置町は年金生活者が多くなっているんですよ。しかし、こういう話になってくると、金額の負担が非常に多くなりますね。そういう点、どのように考えておられるのか。そういう点について、この方針、情報ネットについては前向きでいいんですけども、町としての負担金が物すごく多くなる、そういう点の説明は町民にどのように説明されたのか。

大倉議員も質問していたんですが、全然それが行われてないじゃないですか。そこに出席されていた執行部の方もされていないことに対して、何の疑問も起こらないんですか。どうですか、これ。年間今言いましたように、物すごい金額ですよ。負担金。その点について、答弁をお願いします。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、何点かございますので、設備につきましては、現在の資産を設備譲渡をさせていただき、今現在の設備を使いながら新しいシステムを導入するという方向性をさせていただいております。あと、減免、利用料が負担増になるというところでございますが、こちらのほうも過度な利用者の負担増にならないような施策については、今後検討していかなければならないというふうには考えております。

あと、そういった内容の御説明につきましては、今後開催させていただく予定でございます各地区回りの中で、御説明をさせていただきたいというふうには考えております。

あと、過疎債につきましては、多額な費用の中で過疎債を適用するといえども、やはり後年度の負担等、また松本議員おっしゃいました町の5,445万円というところもございしますので、こちらのほうはまた財政担当課と相談しながら、できるだけ費用が削減できるように努めてまいりたいというふうには今考えております。

あと、遅れております村との事務の歩調の合わせにつきましては、できるだけ早くできま

すように善処させていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほど小林担当課長のほうからもありましたように、高度情報ネットワーク事業については、令和元年度、2年度の2か年の継続事業で総額1億8,150万円の予算を計上させていただいています。その経費につきましては、令和元年度、2年度とも過疎対策事業債ということで9,070万円、令和2年度については要望するというところで確定ではございませんが、それを実施しております。

議員おっしゃるように、過疎債につきましては後年度償還金の7割は交付税で返ってくるわけですが、その3割につきましては住民負担というような形にはなってくるかと思うんですけれども、こういった大きな事業をするときには財源のない当町におきましては、こういった有利な起債を基に事業を実施していきたいというふうには考えております。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

先ほどの数字は私の言うた数字で合うてるんですね。だから、9月29日にいろいろその都度やられていますけれども、やはり数字は合うようによろしくお願ひしたいと思います。

金額についても十二分に分かるんですが、いろいろ朝からやりました問題もありますんで、非常にこういう交付金、また補助金についての使い道は再度チェックしていただいて、問題の起こらないように前向きに検討してもらいたいと思います。

続きまして、町民の安心・安全に関してお聞きします。

これはいろいろ大倉議員も発言されていますが、国道とかいろいろ問題あるんですが、ここでは高齢化が進み、体力増強というようなものをいろいろ外出され、散歩される機会がますます増えてくると思います。また、独り暮らしの方もやはり防犯につき笠置町はどう対応していくのか。

例えば、認知症などの人たちによる行き先不明というような問題も起こるかもしれません。また、そういう場合、防犯カメラによって解決する可能性が多々あります。犯罪にしても。そういう点、やはり笠置町としてどれだけ防犯設備を設置されているのか、また住民の安心・安全のためにどのような計画を持ってやられるのか。特にこれはお願ひしたいと思います。

これは防犯なんですが、これ皆さん御存じのように国道163号、下有市、上有市間に歩

道ができました。今、ガードレールが設置されています。これは町民の安心・安全ですよ。物すごく散歩される方が多くなった。

以前、町長が就任されたときから私は発言しているんです。切山草畑間の歩道はどうなったんですか。安心・安全の町のためにどうなったんですか。何が原因なんですか。できない理由については、私はプロジェクトチームを組んで交渉してはどうかというような発言をしました。何が原因で止まっているんですか。交渉はどのようになっているんですか。その点、やはり原因を究明してはっきりと発言してもらって、対応をやってもらいたい。

町長は以前、事あるごとに府に話している、国に話していると言っておられて、最終的にはやらないというような形になりました。これで本当に町民の安心・安全な生活が保障できるんですか。その点お答えください。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの松本議員の御質問にお答えさせていただきます。

私のほうから防犯カメラに関連しての回答をさせていただきたいと思います。

現在、町内における防犯カメラの設置については、現在町としては設置しているものはございません。また、今のところは具体的な設置についても検討はしておりませんが、議員おっしゃるように認知症の方であったり、防犯上のことも言っていただいていますので、そういったことも加味しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

国道の歩道の設置についてでございます。国道163号は特に大型車の通行が非常に多い路線でございます。道路の幅員も狭小で交通事故等発生が懸念される状況の中でございます。歩行者の安全を確保するために歩道の設置等、道路改良は笠置町におきましても非常に重要な施策であると認識しております。これまでも道路管理者である京都府に対し、国道163号の交通安全対策に事業要望を行っているところでございます。

原因といたしますか、いろんな課題、事業費の確保というのも京都府のほうで聞いておりましたら、事業費の確保もさることながら、地元との調整の中でいろいろな課題があると聞いております。課題の詳細につきましては、今後いろいろな話を進める中で、様々な誤解を与えるおそれがありますので、この場でのお答えは控えさせていただきたいと思います。

今後とも京都府と協力、連携した中で、早期の事業実施を目指し要望を続けてまいりたいというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 国道については、前向きに原因の解決に努めてもらって、早急にできるようにお願いしたいと思います。

これにて私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（杉岡義信君） これで松本俊清君の一般質問を終わります。

皆さんにお知らせをします。本日の会議時間は議事の都合によってあらかじめ延長します。それでは一般質問を続けます。

7番議員、坂本英人君の発言を許します。坂本君。

7番（坂本英人君） 通告書に従いまして質問させていただきます。

初めに、子育て、教育について質問させていただきます。

笠置町には学習塾がありません。笠置町から塾に通うためには家族が送迎しなければなりません。他の自治体では、こういう過疎地域において、ICTですとか、インターネットを活用した遠隔で受講ができる学習塾というものが今存在しております。笠置町でも取り組めるかと僕自身考えているのですが、行政としてはいかがお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

学習塾が笠置町にはないということで、そしてインターネットで遠隔で授業が受けられる、そういう事例もあることから導入を検討してはどうかということでございます。

先ほどの高度情報化のことで大変関連いたします。将来皆様御存じのとおり、次の国の創生戦略の中では5G、第5世代といったようなそういう情報通信環境が整います。

ぜひ笠置もそういう環境のある町として情報発信をし、何ていうんでしょうか、都市と変わらぬ情報が行き来できるような町であるというのが、基本的にはやはり整備すべきことであろうと思っております。その中で、私も学習塾の設置については大いにあるべきだと思っております。

そして、他の自治体、例えば鹿児島県の錦江町などでは、こういうインターネットを通じた町営の塾といったものを開講し、その中で学んだ子供たちが、やはり学力的にも相当高いレベルのところを維持しているという事例も聞いております。そして移住・定住で有名な海士町も同様の取組をされておられます。徳之島もそうです。

沖縄の沖永良部島という本当に離島とか僻地の中で、こういったものをどんどん導入されて、子供たちの学習環境というものを整備されている状況の中で、まさにこの笠置町という

町において、そういったものを取り組むことによって、町の中の当然子供たちの学習といったものの充実が図れると同時に、そういったものがある町だということで、じゃあ引っ越しして子供の学習に、例えば、徳之島でしたか、沖永良部島でしたか、東大生の授業を遠隔授業でやっているということが評判になって、そちらのほうに住まわれるという方も多くなったというふうに聞いておりますので、他のそういう取組も参考にしながら、その上に行くようなことをぜひ次の創生戦略の中で国のそういう戦略にも連携しながらやらせていただけるように、計画をぜひ何らかの形で立ち上げる、そういう取組を進めていきたいというふうに考えております。

御提案いただく内容に関しましては、やはりやるべきであるというふうに考えておりますので、いろいろとまた情報提供いただければと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

副町長の好きな分野ということで良かったというふうに思いますけれども、本当にこれ一つこういうことを整えれば、端的に笠置町の環境、都会の人にしてはアクセスも良くて、利便性がいいかと思うんですよ。ちょうど「とかいなか」という表現がはやった頃の距離感なのかなと僕も思っているんです。

町民のために整えたことが、町外の人サマースクールとか、自然環境の中で学べるような笠置も一つ何か小さいかもしれないですけども、自主財源を獲得できるようなものになってくれたらなとかというふうに夢を膨らむんですね、こういうことを考えると。まあ、町長とも取り組んできた山村留学の一つの目玉にもなってくれるかと思うんですよ。

全て教育に関しては、この町で完結できるというふうなことになっていけば、選んでもらえる確率というものが上がっていけると思うんですよね。ぜひ前向きにこの件については取り組んでいただきたいなと思います。

次の質問に移らせていただきます。

町営住宅についてお聞きします。現在、有市住宅にて耐震工事が実施されていますが、完了後の利用促進はどのようにお考えなのでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、有市住宅におきまして耐震工事が実施されております。耐震工事の完了後の利用促進という御質問でございます。

以前に町長が同じような質問に対しまして答弁させていただきましたように、耐震工事や浴室のバリアフリー等、一定のハード整備が完了し、施設の安全性と現状の課題等が整理されましたら、公営住宅の本来の目的の入居対象者である住民の入居が阻害されないことを十分留意した中で、公営住宅法に抵触しない範囲で移住向け住宅としての活用というのにも検討していけるのではないかというふうに思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

そうですね、やはり空き家がなかなか進まない、今日、西議員も質問されてましたが、空き家の利用もなかなか改修にもお金がかかりますし、選択肢が狭まると。せっかくきれいにしたんですから、すぐ取り組んでいけるような方向性で考えていただきたく思います。

町営住宅の長寿命化計画の見直しが来年度予算にも上がっておりますが、まだ予算を使ってないので、どういうふうにお考えかというの難しいかと思うんですけども、どのようにイメージされているのかちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

来年度、町営住宅の長寿命化計画の見直しが予定されてございます。どのように考えているかという御質問でございます。

長寿命化計画の更新につきましては、基本となる見直しの内容というものは国の公営住宅等長寿命化計画策定指針の改正に基づき、笠置町町営住宅等長寿命化計画を更新するものでございます。

主な改定の内容としましては、1つ目は、点検や維持管理の記録、計画改修等のメンテナンスサイクルの構築を計画に反映させること。2つ目は、将来の必要戸数、建替え事業量や必要量を踏まえた管理方針などを改定すること。3つ目は、ライフサイクルコストの算定方法が改定されたことに伴い、関連する項目の改定の3点でございます。

非常に分かりにくい表現になってしまって申し訳ございませんが、以上の3点を基本項目として計画更新を行っていく予定でございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

耐震で今の流れで有市住宅を長寿命にしていくのも大いに良いかとは思いますが、なかなか入居も全部埋まっていないかと思うんです。

僕たち世代が少し思うのは、僕も以前、新婚当時居住してましたんで、間取りとかは住んでいた者として分かっているつもりなんですけれども、それこそ何棟かこぼちして、それこそ5戸1棟を3戸1棟ぐらいにして、平屋の小さい家族4人ぐらいが仲むつまじく暮らせるような町営住宅にして、若者向け住宅みたいなものが造れば、それこそさっき言ったような山村留学との連携を含めて、実施できるんじゃないのかなと。

昨年、町長と早川町のほうに視察に行かせていただいたときには、早川町には町営住宅に山村留学に特化した町営住宅を3棟建てておられまして、もうすぐに埋まるような状況にあるわけです。

今の時代のニーズがどこにあるのか、町営住宅がどこに向けて発信すればお客さんがいるのか、そういうことも含めてこういう計画を進めていただければ、また新しい方が住んで、地域が活気づくというふうになっていければなと思うんですけれども、課長、どうでしょうか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 坂本議員の御質問にお答えしたいと思います。

私の方針という形で述べるのはなかなか難しいところなんですけれども、現在の町営住宅の長寿命化計画ですとか、第3次総合計画の中に含まれている内容からお話しさせていただきますと、御承知のとおり、議員言われるように若者世帯という形ではないんですが、笠置町では現在高齢化が進んでございます。1月末現在の高齢化率51.25%となっております。

このような中で、今後全町的に高齢者のみの世帯が増加してくるの見込まれると思います。そういった中で、高齢者向きの住宅造り、利用も必要になってくるんじゃないかなというふうに思います。

また片や、住宅内のコミュニティ維持ということも含めまして、議員言われましたような若者層の定住入居も当然促進していく必要があるのではないかなというふうに思います。

そういった意味から、今後の長寿命化計画には建替え計画というのも盛り込んでいければなと思います。しかしながら、現に住まれておられる方というのが当然おられるわけです。そういった方にも十分配慮した中で、慎重に計画立案していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 坂本です。

本当に今、住まわれている方もいらっしゃると思いますので、慎重にそこは検討願いたいと思いますが、いろんな形で有市だけじゃなくて、奥地区にも住宅地ありますし、幅広い範囲で笠置の有効活用というか、そういうものを考えていっていただけたらなと思います。

最後の質問に移ります。

以前からお聞きしていますが、キャンプ場のルールについて、進捗が今あるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（杉岡義信君） 商工観光課長。

商工観光課長兼総務財政課担当課長（小林慶純君） ただいまの坂本議員の御質問にお答えさせていただきます。

キャンプ場のルール作りということで、前回不法投棄と申しますか、それがあって以来、町のほう、また観光笠置さんのほうと協力しながら、一定の利用のルールというマナーというところでチラシをつくり、今現在、料金所のところで配布していただいております。

それ以降、大きな何か目立ったような問題は起きておりませんが、やはり現地に行くと騒音の問題、またごみの分別の問題、そういった細かいものは多々あるように聞いております。

現在は、利用者の方への利用ルールというところの配布でございますが、今現在、取り組んでおります河川のオープン化、そういったことに関連し、設置管理条例、そういったところをあの面自体を安全・安心に使っていただける、そういった条例化、そこできちんとした利用の面的な利用制限をかけていきたいというふうに考えております。

何しろ、あそこの利用料、たくさんお見えになられている、そのキャンプの方々が安心・安全に、そして楽しく、そしてまた住民の方もそこを利用したくなるような、また住民の方に迷惑にならないような、そういったキャンプ場、そこを目指して今後進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

以前からこれに関していろいろ質問していますが、やっぱり冊子ベースであることが僕は望ましいなと思うわけですよ。今のブームを考えれば、スポンサーとかも付いてくれそうな気がしますし、せっかくできたまちづくり会社もこういうことを事業を振ってあげれば、何か前向きに進むような事業ができるのかなと思うんですけれども、どう思われますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの坂本議員の御質問でございます。

ルールブック、確かに今はしてはいけないという規制の面を中心にやってはおるんですけども、実はやっぱりそういうものを求めておられるのではなく、どうやれば笠置のキャンプ場を100%、あるいは150%楽しんでいけるのかという、そういうプロフェッショナルな方々の意見を頂きながら、そういう何か楽しめるブックで、なおかつここは危ないよとか、こういうことは気をつけましょうねというようなことが分かりやすく解説できるような、そんな本を先ほどおっしゃったように、スポンサーの協力を頂きながら作成できればなと思っております。

現行、まだ規制の面が強い状況でございますけれども、オープン化の中で様々なアイデア等が出てくると思っておりますので、そういったものを踏まえながら、プロフェッショナルな方々のお知恵もかりて、笠置を存分に楽しもうというような、そういうブックの作成に取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（杉岡義信君） 坂本君。

7番（坂本英人君） 7番、坂本です。

キャンプですね。今、この週末、本当にすごい人でした。やっぱり最終的にこのブームが過ぎ去ることも個人的には非常に怖いなというふうに思っておりますので、これはやっぱり防災につなげていけるような形をとっていくべきなのかなと。

ブームは去りますけれども、本当にアウトドアって防災時に強い人間を作るところに行政的には着眼して、観光だけじゃなくて、人が生きるというところに笠置町はグリップしてるんやということを発信できるような形に持っていければ、今いてるキャンパーさんて、本当にお金もそうですし、自分の自己実現に投資をされていると思うんですよ。そこに笠置町はグリップして行って、息の長い友達というか、サポーターというか、そういうものを築いていけることを望んで、一般質問を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） これで坂本英人君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

---

議長（杉岡義信君） 日程第3、委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出のとおり、委員会の閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（杉岡義信君） これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年2月第1回笠置町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉 会 午後5時11分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 杉 岡 義 信

署名議員 坂 本 英 人

署名議員 西 岡 良 祐